

## 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令4年9月29日（月曜日）  
午前9時30分～午後2時03分
- 2 場 所 委員会室（議場）
- 3 出席委員 村 田 弘 司 委 員 長                      岡 村            隆 副委員長  
                  荒 山 光 広 委 員                      山 中 佳 子 委 員  
                  三 好 睦 子 委 員                      岡 山            隆 委 員  
                  秋 枝 秀 稔 委 員                      猶 野 智 和 委 員  
                  坪 井 康 男 委 員                      杉 山 武 志 委 員  
                  藤 井 敏 通 委 員                      岡 村            隆 委 員  
                  田 原 義 寛 委 員                      山 下 安 憲 委 員  
                  石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員  
                  な し
- 6 出席した事務局職員  
                  石 田 淳 司 議会事務局長                      西 山 聖 子 議会事務局副主幹  
                  阿 武 泰 貴 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
                  波佐間            敏 副 市 長                      藤 澤 和 昭 総務企画部長  
                  井 上 辰 巳 市民福祉部長                      西 田 良 平 建設農林部長  
                  大 塚 一 輝 地方創生監                      志 賀 雅 彦 デジタル推進部長  
                  中 嶋 一 彦 総務企画部次長                      市 村 祥 二 建設農林部次長  
                  岡 崎 基 代 行政経営課長                      落 合 浩 志 監 理 課 長  
                  池 田 正 義 福 祉 課 長                      岩 崎 敏 行 子育て支援課長  
                  中 村 壽 志 建 設 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（村田弘司君） おはようございます。それでは、ただいまより予算決算委員会を開会をいたします。

ちょっと私が今しゃべっておりますから、ちょっとおいてください。後ほど私がおね、執行部からの説明を求めますというところで、もしあれば言ってください。

ちょっと今話が途中になりましたけど、それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして審査をいたします。

それでは、審査を始めます。

議案第62号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。執行部からの説明を求めます。

○委員長（村田弘司君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 本日の一般会計補正予算（第6号）の説明におきまして、その方法と順序についてでありますけれど――

○委員長（村田弘司君） 副市長、マスクを外してください。

○副市長（波佐間 敏君） はい。まず、本庁舎建設工事関係以外の説明をさせていただき、それについての御審議をいただいて、その後に、本庁舎建設工事関係の歳出――予算と併せて、継続費の説明をさせていただきたいと――させていただき、その御審議をしていただきたいというふうに思いますが、委員長、お取り計らいのほどよろしく願いいたします。

○委員長（村田弘司君） 大切な議案でもありますし、委員の方々が理解しやすいように、また市民の方々に理解しやすいように、今、副市長が言われたように説明をお願いいたします。副市長。

○副市長（波佐間 敏君） それではまず、担当課長のほうから、本庁舎建設関係以外の予算について説明をさせていただきます。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） それでは、議案第62号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の御説明をいたします。

第1条歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億710万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億7,223万2,000円と

するものです。補正予算の内容について、歳出から御説明いたします。

なお、4款衛生費・7款商工費・10款教育費における財源構成は、歳入の企業版ふるさと納税寄附金と関連がございますので、歳入のところで併せて御説明させていただきます。

○委員長（村田弘司君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田正義君） 歳出の14ページ、15ページをお開きください。3款民生費・1項社会福祉費・1目社会福祉総務費、説明欄002地域福祉推進事業におきまして、負担金補助及び交付金を100万円追加しております。

これについては、令和3年12月に、個人の方から美祢市社会福祉協議会の活動に資する指定寄附をいただき、令和4年1月の臨時会における追加補正可決後の後、美祢市社会福祉協議会に対して、補助金として支出するようにしておいたところがございます。

しかし、美祢市社会福祉協議会では、協議を重ねられた上で、訪問に使用する車が必要で車種選定までされましたが、折しも世界的な半導体不足により、年度内の納車が不可能となり、事業実施を延期したい旨の通知を3月24日に受けたことから、やむなく現在の地域共生基金に積み立てておりました。

今年度に入るも、しばらく納車時期のめどが立っておりませんでした。このたびようやく納車のめどが立ちましたので、補助金として再度計上したものであります。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） 続きまして、その下の欄になります、3款民生費・2項児童福祉費・1目児童福祉総務費、説明欄001児童福祉推進事業におきまして、過年度国県補助金等精算返還金391万3,000円を追加しております。

これは、令和3年度、子育て世帯臨時特別給付金給付事業として、支給対象児童1人につき10万円を2,499人に支給いたしました。事業実績に基づきまして、超過金——超過額が発生したための返還金です。

民生費の説明は以上となります。

○委員長（村田弘司君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） それでは、16、17ページを御覧ください。

続きまして、6款農林費・1項農業費・3目農業振興費、説明欄010中山間地域等直接支払交付金事業において、中山間地域等直接支払交付金64万1,000円を追加するものでございます。

これは、5期対策の3年目を迎えております中山間地域等直接支払事業に、本年度より、新たに集落協定を締結する1協定の追加手続きが完了したもので、この協定の追加により、市内の協定数は107、協定面積1,211ヘクタール、交付金額は約1億4,275万円となります。

財源といたしまして、国2分の1、県4分の1補助の県支出金48万1,000円を予定しております。

続きまして、5目農地費、説明欄002土地改良助成事業において、長寿命化・防災減災事業補助金として85万3,000円を追加しております。

これは、秋芳町土地改良区が実施する農業水路等長寿命化・防災減災事業において、昨今の社会情勢に伴う物価高騰の影響や発注仕様の精査等により、揚水機場の更新に係る事業費が増額となったため、整備交付金の追加要望をされたところ、増額の内示を受けられたことによるものであります。

続きまして、2項林業費・6目有害鳥獣対策事業、説明欄007ジビエ普及応援事業におきまして、ジビエ普及応援補助金といたしまして250万円を追加しております。

これは、食肉処理施設整備事業として、食肉処理施設の新築、増改築、設備の購入及び整備に必要な経費を補助率3分の2以内、上限を100万円とする事業と、自家消費拡大事業として、懸吊設備、解体作業代などの購入経費の購入経費を補助率2分の1以内、上限5万円とする事業を新たに創設したものでございます。

民間の食肉処理施設の建設を支援することで、自家消費を消費することで、ジビエの普及や理解を推進するとともに、捕獲された鳥獣の有効な活用や捕獲の増加につながることを目的としております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 続きまして、下段でございます。

8款土木費・2項道路橋梁費・1目道路維持費、説明欄001道路維持事業において、道路整備工事として800万円を追加しております。

今年度に入り、大嶺町東分の市道曾根上領線ほか3路線において、路面が下がるなどにより車両や歩行者の通行に支障が出たため、安全確保のために、緊急に補修工事を実施しております。

この補修工事につきましては、道路整備工事費から支出しておりますので、このたびの補正につきましては、当初予定しておりました工事を実施するため、先ほど申しあげました補修に要した工事費相当額を追加するものであります。

なお、歳入につきましては、社会資本整備総合交付金の国費配分額が要望額に対して減額となったことから、国庫支出金を575万5,000円減額し、市債を560万円追加しております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） 続いて、歳入を御説明いたします。

なお、歳出の説明時に、一部、特定財源について御説明いたしましたので、抜粋して御説明いたします。10、11ページを御覧ください。

10款地方特例交付金・1項地方特例交付金・1目地方特例交付金でございます。説明欄を御覧ください。

地方特例交付金を87万4,000円追加しております。

これは、当初予算において、令和3年度と同額の799万1,000円を計上しておりましたが、7月に886万5,000円とする交付決定通知がありましたことから、その差額87万4,000円を追加しております。

続いて、11款地方交付税・1項地方交付税・1目地方交付税でございます。説明欄を御覧ください。

普通交付税を1億6,337万7,000円追加しております。

これは、当初予算において、国から示された普通交付税の算定資料等に基づき一算定資料を考慮し、51億円を見込んでおりましたが、7月に52億6,337万7,000円とする交付決定通知がありましたことから、その差額1億6,337万7,000円を追加しております。

続いて、18款寄附金・1項寄附金・2目総務費寄附金でございます。

説明欄を御覧ください。

企業版ふるさと納税寄附金を520万円追加しております。

企業版ふるさと納税は、平成28年度に創設された制度で、国が認定した地方再生計画に位置づけられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みでございます。

本市では、令和2年8月に、地域再生計画の認定を受け、計画に基づく地域再生プロジェクトに対し、寄附の募集を行っているところでございます。

令和4年度から、ECサイトを活用したプロジェクトの広報等をはじめとする寄附金確保に向けた取組により、合計7社から520万円の寄附金を受けましたので、補正を行うものでございます。

この企業版ふるさと納税寄附金については、寄附者である企業に対し、用途を明確に示す必要があるため、歳出の14、15ページの4款衛生費において、みね健幸百寿プロジェクトに200万円、16、17ページの7款商工費において、木質バイオマス事業に100万円、18、19ページの10款教育費において、公設塾mineto設置運営事業に220万円を充当しております。

続いて、12、13ページを御覧ください。

19款繰入金・1項基金繰入金・1目財政調整基金繰入金について、普通交付税の追加などにより1億1,948万4,000円を減額しております。

続いて、22款市債・1項市債・4目農林債でございます。

説明欄を御覧ください。

農業施設整備事業債を80万円追加しております。これは、土地改良区助成事業において、事業費の変更に伴う市負担分の増加により、農業施設整備事業債を追加するものでございます。

続いて、9目臨時財政対策債でございます。説明欄を御覧ください。臨時財政対策債を4,130万円減額しております。

これは、当初予算において、国が地方財政計画で示した伸び率で算出した数値としておりましたが、7月に1億6,630万円とする交付決定通知がありましたことから、その差額4,130万円を減額するものでございます。

続いて、第3条地方債の補正について御説明いたします。5ページを御覧ください。

庁舎等整備事業債は後ほど御説明いたしますので、残りの農業施設整備事業債ほか2件の限度額を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（村田弘司君） そうしたら、先ほど副市長のほうから話がありましたように、財産管理費、継続費、それと歳出に合わせることで、トータルで説明をされるということですか。（発言する者あり）そうね。そのほうが、特別委員会との絡みがあるんで、議論がスムーズにいくかな。そうしたら、ここで一応、総務費、財産管理費の件、それから継続費の件において、今までの説明があったことの質疑を行いたいというふうに思います。委員の方々より質疑があります方は、挙手の上、発言をお願いいたします。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 16、17ページの6款林業費についてお尋ねいたします。

説明欄007ジビエ普及応援事業というのは先ほど説明されました。私の聞き間違いだったかどうかというのを確認なんですけど、これは新規事業になるのでしょうか。年度当初の1表見てもちょっと載ってないようなんですけど、新規事業ですか。

○委員長（村田弘司君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃいますとおり、この事業はこの9月補正で新たに創設した事業になります。

この事業を新たに創設した経緯でございますが、狩猟や有害鳥獣対策として捕獲されました鳥獣は、一部の自家消費を除いて、多くが埋設処分や狩猟者の埋設処分されております。そのことは、大変狩猟者にとって負担になっておるところでございます。そのことにつきましては、一般質問等でも度々御指摘いただいているところでございます。

そこで、昨今のジビエを普及するという風潮、国を挙げてのジビエ振興がございますところから、捕まえました鳥獣を有効活用するために、本市も、本格的にジビエの普及に努めたいという考えを持っております。

食肉処理施設につきましては、食肉処理業の営業許可が必要であることに加え、近年では、ハサップ、国際基準を満たした衛生管理手法の1つ等が——1つ等の衛生管理が徹底されたものが求められております。個体を捕獲しまして、運搬して、処理するまでの時間や、あるいは捕獲個体それぞれの受入条件等がございますことから、また、1日の処理量等が決まっておることや施設の規模等で受入体制も変わってくることで、市内全域をトータルで集約した施設というのは、現実的に不可能

であるというふうに考えております。

そのことから、狩猟者や狩猟者グループが捕獲から運搬処理までを一連で行うことが最も合理的だというふうに考えておりますことから、また、そのことが狩猟者の負担が少ない形で、柔軟に事業展開が進めることであろうということから、このたびこの事業を創設したものでございます。

なお、先般、狩猟試験の合格発表もございましたし、11月から本格的な猟のシーズンになりますことから、その前に創設したもので、早いうちに事業の効果を促進したいということで、このたびの補正に至ったことでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） ありがとうございます。とてもいいことだと思います。狩猟される方も、狩猟したものの処理に大変困っておられましょし、通年を通して有害鳥獣等駆除しておりますんで、もったいないといいますか、生きてるものをいただくということですね、いい施策だろうと思います。

これまた周知は、どのような方法でされるおつもりかだけちょっとお尋ねできますか。

○委員長（村田弘司君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

このたびの、現在イメージしておりますのは、捕獲から運搬処理までを一連ということでございますので、捕獲者ということになりますと、猟友会が中心になろうかと思っておりますので、まずは、猟友会のメンバーの方を中心に周知を行うとともに、幅広く市の広報、インターネット等を通じて、周知できればというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） ほかに質疑ございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の杉山委員のジビエに関連するんですけども、先ほどの説明だと、要は食肉処理施設とはいうものの、これを全部ゼロベースからっていうか、市で、行政でって言ったらとてもじゃないけど大変なんで、民間の施設を利用するとかいう説明だったと思うんですが、具体的に、どこの——例えば、処理施設とかいうのはもう決まってるんですか。



あるいは、私の理解が間違いであれば、先ほどの説明だと、捕獲して運搬するところまでとかいう話だったんですけども、要は全体のイメージが今の説明だとまだはっきりしないんですよ。

だから、今回のこの250万円ということで、具体的にどんなことをされようとして、実際の処理はどこで誰がやるっていうか、その辺はどういうお考え、イメージなのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（村田弘司君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

このたび創設しました事業は2本立てでございまして、1本目が、食肉処理施設の整備事業の補助金でございます。こちらにつきましては、食肉処理業の許可申請をされるのが前提としておりまして、毎年のように何件か御相談があります。

現在、美祢市におきましても、真長田地区に、食肉処理施設を個人の方がグループでされておる事例がございまして、今、国も挙げてジビエの普及に努めておるところから、民間でも、そういった動きというのが活発化しているように——おるところを、さらに行政としても応援して、民間の応援ができればというふうに考えておるところでございます。

先ほど、説明の中で、捕獲から運搬処理までを一連で捕獲者、狩猟者あるいは狩猟グループの方が行っていただくということでございますので、それぞれの個人の方やグループで、それぞれ自分——自分たちの猟の縄張りといいますか、エリアの近辺に適地を探されているものというふうに認識しております。

ですから、具体的にどの場所を造られるというのは、まだ想定しておりませんし、今回、今年度、9月で補正をしておりますけれど、今年度限りではなく、来年度以降も継続して、この事業は行っていきたいと思いますし、必要があれば、内容を実態のニーズに合ったものに変えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明だと民間というお話で、私のイメージは、民間っていったら、もう既に食肉加工か何かもうやられてるところがあって、そこに持ち込む、あるいはそこで、そういうジビエということで、新たな投資家なんかがいれば、それをお手伝いするとかいうふうなイメージで思ってたんですけども、そうではな

くて、今のお話だと、個人もしくは団体で、こういうジビエを活用しようというグループみたいなのが、真長田等にあるんで——で、実際にやろうとすると、いろいろやっぱりジビエをやるということでの手続、結構煩雑だし、いろいろコストもかかるんで、その手続等について、この補助事業を充ててもらいましょうと。そして、実際に、捕獲して運ぶというところについて、もし、いろんな費用がかかるようだったら、それに対して援助しましょうと、こういうイメージ、こういうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） 藤井委員の再質問にお答えいたします。

まさしく民間という表現でございますが、イメージしておりますのは、狩猟者、猟をされる方、実際にされる方、あるいは狩猟者のグループというところが想定しているところでございます。

それから、この事業は、一般的に食肉処理施設と言いますと、保健所等の審査がございますが、定められた要件がございますので、それに合ったものということになると、かなりな金額になります。なかなか個人で——個人や個人のグループでそこをするというのは、なかなかハードルが高いというところから、少しでも市としたら応援できないかということで、このたび創設したものでございます。

なお、国の交付金事業等もございますが、これはもうしっかり、そういった体制が構築されたところがさらなる次への事業展開として進められるようなケースが該当しようかと思っておりますので、本市の場合は、現在のところ、自家消費あるいは知人等に配られる範疇であろうかというふうに想定しておりますので、そこを一步前進する形を求めているということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 少し今回ジビエには50万円ついておりますけれども、今藤井委員のほうが言われましたので、ちょっと深掘りはやめておきます。

それで、14、15の民生費の件で、社会福祉協議会運営補助金100万円、今回、車の納車ができるということで、本来この寄附でいただいた財源を充てるということでもあります。今回、寄附100万円をベースに、社会福祉協議会のほうで、新車の購入、これを一部充てて、全体的には、車2台とか3台とか、どういう形で、今回こ

の財源100万円が社協での車の納車として何台なのか、それについてまず質問したいと思います。

○委員長（村田弘司君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田正義君） 岡山委員の御質問にお答えします。

福祉協議会では、新車を1台購入される予定です。金額とすれば、130万円程度というふうにお聞きしております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 分かりました。基本的には、軽自動車の新車だと思います。こういう形で、大体130万円の新車で1台購入、今後こういった寄附行為があれば、こういう財源に当然充てられていくという、こういった認識でいいのでしょうか。これ最後質問します。

○委員長（村田弘司君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田正義君） 岡山委員の御質問にお答えします。

寄附については、それぞれのされる方の目的等があると思いますので、その方の意向をお聞きしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） ほかに。田原委員。

○委員（田原義寛君） 度々、ジビエの話ですみません。先ほど2本立てっていう話があったかと思うんですけど、予算のうちの2分の1、上限5万円までのこのたびの補助金ですね、そちらのほうについて、じゃあ具体的に、どういうその補助をしたいということを考えておられるのか、御説明をお願いします。

○委員長（村田弘司君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの田原委員の御質問にお答えいたします。

委員がお尋ねの事業は、自家消費拡大事業というふうに思います。

こちらは、先ほどの食肉処理施設の整備事業は、営業許可を取っての——食肉処理施設の営業許可を取っての、それなりにやろうというところですが、とりあえずは、自分で捕まえたものを食べてみようという方向けに、懸吊設備といひまして、捕って吊り下げて皮を剥いだり、内蔵を取ったりする懸吊施設、あるいは解体する際の作業台、これ、ステンレス製になりますけど、それとか、取った肉を

真空にする真空器具、それから解体用のナイフというところを想定しております。

で、一般的には、そこに冷凍用のストッカー等があるわけなんですけれど、冷凍用のストッカーにつきましては、汎用性が高いということで、今回の補助対象にはしておりません。

で、まだまだこういったニーズがあるかというのが分かりませんし、全国的にもこのような補助というのは、事例が非常に少のうございますので、猟友会等と相談しながら、必要なニーズに合ったものをどんどんどんどんバージョンアップしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 企業版ふるさと納税寄附金っていうのが7社の会社から520万円あったということで、これを健幸百寿プロジェクト事業ですとか、バイオマス事業、公設塾事業などに振り分けたと、先ほど説明がございました。この寄附金を各事業に振り分けたりとか、金額を決めたりとかいうのは、この寄附をされた方からのある程度の思いといいますか、そういうものを受けたものなのかどうか、教えてください。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） ただいまの猶野委員の御質問にお答えいたします。

先ほど少し説明の中にもありましたとおり、企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置づけられる地方公共団体の地方を再生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、税額控除が起こるという仕組みでございます。

で、その地方再生プロジェクトというのが、令和2年8月に、国の認定を受けております。

で、その中に載っておる事業といたしまして、先ほど申し上げました事業があります。企業のほうには、どの事業を選ばれますかということで、希望を取りますので、お任せしますということであればこちらのほうで、この事業でよろしいですかということで御了解を得るような感じになります。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 寄附される方の要望がある程度反映されているということで

安心します。

この事業を行ったことを、今度は企業にフィードバックするようなシステムっていうのは、こういう事業を實際行って、こういう実績ができましたとか、そういうような仕組みもあるのかどうかお願いします。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） まず、寄附を頂いたときに領収書を発行いたします。そのときに、どの事業に充当いたしましたということを記載するようになっております。

それから企業様のほうには、寄附を頂いたときに、この事業に充当いたしましたということで、事業の内容であるとか、その辺りを御説明するようにはいたしております。

で、今回、寄附を頂いたのが初めてでございますので、年度末には、このような事業になりましたということで、御報告をすることも考えていこうと思っております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） せつかくの行為による寄附金です。大事に——その思いと、あと事後報告、その辺りの仕組みをしっかりといただいて、この寄附金額は将来的にどんどん伸びていけばいいなと思いますので、しっかりといただけるということで、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 道路が陥没したということを説明がありまして、これは本当大変だなと思って思いました。これあれですか、状況としては雨の後とか、突然なったりとか、どういう陥没状況であったか、補修はどういうふうにされたか、ちょっとそれ教えていただけませんかでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

陥没が発生したということと、それだけではなく道路構造物の周辺で、水による水出しによる路面沈下というのも入っております。最近、やはりそういった現象が

多いという状況は続いておりますので、関連性といいますか、雨によるものが多いんじゃないかと思っておりますが、完全な雨との連動性というのは、まだ検証できておりませんので言えませんが、水がやはり影響してるのではないかと考えているところであります。

発生した場合は、歩行者の安全確保を最重点に考えておりますので、その部分の舗装については、念入りな転圧と仕戻しということを念頭にして、早急な復旧に努めておるところであります。

以上でございます。

- 委員長（村田弘司君） 秋枝委員。（発言する者あり）すぐ直ります。直らない。分からない。そしたら取りあえず暫時休憩といたします。

午前10時10分休憩

---

午前10時20分再開

- 委員長（村田弘司君） 休憩前に引き、続き会議を再開します。秋枝委員。

- 委員（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

陥没の規模を参考までに教えていただいたらと思います。

- 委員長（村田弘司君） 中村建設課長。

- 建設課長（中村壽志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

規模——大きさということでございますが、構造物等の周りの吸い出しについては、数メートルの範囲で5センチ程度をずっと下がってるとか、マンホールの周りが下がってるとか、そういった形で大きき的にはちょっと表現しづらい状況です。

ジバス——陥没についてですが、路面で発生したという確実な箇所については、ちょっとよく私の経験で存じておりませんが、道路ののり面、あるいは農地等の陥没の状況を見ますと、直径でいうと3メートルとか、深さでいうと1.5メートルぐらいの事象が見受けられるところがあります。

路面は舗装がある分、なかなか大きさ、規模は分かりませんが、少しでもそういう状況があれば、すぐに埋める措置はやっているつもりでございます。

以上でございます。

- 委員長（村田弘司君） 西田建設農林部長。

- 建設農林部長（西田良平君） ただいま課長が答弁いたしましたが、補足を若干さ

せていただきたいと思います。

今、課長のほうから、吸い出しというちょっと専門用語が出ましたので、吸い出しというのは、陥没部分がありますと、その周りの土砂等がそこに引きずられていって、落ち込んでいくというような意味合いと捉えていただければというふうに思います。土木用語で、そういうのを吸い出しという表現をいたします。というのが1点とですね、以前にも——昨年でしょうか、やはり、そういう陥没によつての補正等も御承認いただいたりとかつていうことがございました。

で、この一昨年と今年度に、そういう陥没事例ということをちょっと見てみますと、やはり、陥没の事象が起きた場所の近辺——周辺で、やはり、連続とは言いませんが、やはり、その近くってところが割と近い——短い期間の中で、ちょっとあそこがなった、ここもなったというような例もございますので、今回、補正を提出させていただいたのは、そういう緊急性があるということで出させていただいて、それに足りない予算を今回補正ってということで出させていただいたんですが、今後、そういったような事象が、その近辺等でも起こる可能性がないわけではございませんので、その都度、安全性ということが第一ですので、緊急的な措置を行って、そういうことに対しては、また補正なりそういう対応のほうをぜひさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） ほかに質疑ございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 児童福祉の推進事業について、確認及び質問なんですけれども、この補正の約400万円については、児童福祉ということで1人あたま10万円をその家庭に渡すという予算だという説明だったと思うんですが、そういう意味で、この何ページですかね——15ページのところの001のところは、過年度国県補助金と精算返還金ってあるんですよね。これって、まずどういう意味なんですかね。何かこれだけ見ると、お返しせんといかんというようなイメージに見えるんですよ。

で、さっきの説明だと、要するに、1人——児童1人あたま十万人という——10万円というのを予算してたんだけど、多分不足して10万円ってやったら40人分ぐらい当初予定よりも人数が多かった、不足してるって。だから、これで400万円追加するということだろうと思うんですけども。それにしても、この返還金という意味がよう分からんので。

まず、これは400万円追加ですよ、支出として。その用途っていうのは、1人当たり10万円をとということだから、いやだから——うん——だから、ちょっと、そこが意味が通じないんで、ちょっと説明してもらいます。

○委員長（村田弘司君） 岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

この返還金につきましては、概算払いでおきまして、国のほうから先にお金をいただいております——令和3年度にいただいております。

で、実績に基づきまして、その差額が出たことによりまして、ようけ——たくさん、国のほうから補助金というか——給付金のお金を頂いていますので、その分を約400万円返還するというものでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 要するに、返還するんでしょう。ということは、予算に対してマイナスになるんじゃないんですか。

○委員長（村田弘司君） ちょっと藤井委員、いいですか。

岩崎子育て支援課長、今の藤井委員の質問のリンクした説明をちょっとしてください。だから、完全に違うもんだから。そのことをちゃんと理解できるように、もう一度説明をしてください。岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） すみません。失礼しました。再度御説明をさせていただきます。

この補助金——給付金につきましては、令和3年度事業としまして、美祢市のほうにお金が入ってきております。で、精算につきましては、翌年度、差額があったものにつきましては——翌年度のほうに返還するということになっておりますので、新たに令和4年度に歳出予算として、令和3年度分の返還というところで計上させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員、よろしいですか。

○委員（藤井敏通君） すみません。僕は、どうしても頭が悪くって理解でき……

○委員長（村田弘司君） 指名をされてから発言してください。藤井委員。



○委員（藤井敏通君） どうしても、私の頭では理解できないんで、もしあれだったら、後で個別でも結構なんですけれども。

じゃあ、実際の支出っていうのが、例えば、10万円を何人かに配りますよね、それは令和4年度ということで。その当然財源というのがあって、それが、この過年度——過年度というか——国から何かもあるんでしょうけれども。

で、ここの科目っていうかは、要は幾ら配ったっていうんじゃないかって、返還っていう別のしっかりした科目があって、そこのプラスマイナスで、そこの返還するという科目があって、そこは返還すればプラスになると、こういうことなんですか。

だったらお聞きしたいのは、実際に、お配りになった金額っていうのは、人数見積もられてますけれども、特にそれに変更はないわけですね。

○委員長（村田弘司君） 岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） 藤井委員の御質問にお答えします。

先ほど御説明しました概算払いで受けております人数というのが、見込みで出ししておるところでございます。

その人数につきましては2,536人ということで、国のほうに令和3年度支給ということで受けております。

で、実際に支給しました人数につきましては、2,499名というところになります。その差額の37人につきまして、このたび10万円の分——約370万円それプラス事務費になりますけど、それを過年度、令和4年度において、返還の予算を取って返金するということになってます。

○委員長（村田弘司君） ちょっと待ってください。もういいです。

いずれにしても、今、藤井委員、お分かりなっただと思うけども、もう3回質問されたんで、この件は、もし、よいよまだ知りたかったら、後で個別で相談してください。

関連、杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今、ちょっと頭の中混乱してるんですけど、今のお話は、令和3年度に国から例えば1,000万ほど交付があったと。で、そのうち、美祢市で必要だったのが600万だったと。それは、令和3年度の会計で、このたび残った400万を会計年度またげて国に返還すると、そういうことでよろしいですよ。

○委員長（村田弘司君） 岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） 杉山委員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、令和3年度に一応受けたものについて差額が出た分につきましては、過年度、翌年度に国のほうに返還するということになっておりますので、令和4年度に返還するというものでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） ちょっと委員長として言わせてもらいますけど、会計年度——行政体の会計というのは、会計年度独立の原則というのがあるんですよ。

ですから、令和3年度は3年度で独立して処理します。それで、その年度に入った金で過分にもらい過ぎたところがありましたので、それを翌年度へ過年度分として返したということで、あくまで、令和4年度のこの補正の中に上がっておるけれども、3年度のことを過年度として処理したということなんです。いらんことを言いましたけど。

三好委員。

○委員（三好睦子君） 関連なんですけど、15ページなんですけど、児童福祉推進事業についてですけど、これは申請主義ということなんですけど、徹底——周知徹底は十分されてると思うんですが、中には、分からなかったという方もあると思うんですけど、就学援助金なんかは学校で申請書があるんですけど、この場合は、学校のほうには何もなかったんでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） 失礼しました。三好委員の御質問にお答えいたします。

この給付金につきましては、令和3年12月議会で補正を御承認いただいております。

で、それ以降は広報とあとインターネットのつぼみ——美祢市の子育て支援のサイトでありますつぼみネットで広報しておるところでございます。

で、児童手当をもらって——支給している方につきましては、プッシュ型といいまして、もう直接、市のほうから振り込むという形で、高校生の方につきましては、申請型ということになっておりますので、その辺の周知を行っていたというところでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 何ていうんですかね、親たちはとても忙しくて、特に、母親なんかトリプルでバイトしたりして、なかなかインターネット見たり、いろいろこういった情報を知る機会が少ない人もあるかも分かりませんが、学校で子どもたちが、先ほど言いましたけど、就学援助金っていうのがあるんですけど、それは、学校に置いてあるんです申請書が。

でも、こういった場合のときに、こういうのがあるよっていうのが、学校には置くことはできなかったのかなと思うんです。何か知らないで、もう日々その生活費に追われて、仕事をしていて、こういうのが知らずに——申請主義だったんで知らなかったということがあって、この返還金があったのかなと思ってんですけど。知らない人もいらっしゃるのかなあとと思うんですが、それを知るために学校には置くことはできないか、これからも、こういった事業があるかと思えますけれど、周知徹底、周知方法について、もう少し考慮することができないかをお尋ねしたいんですけれど。

○委員長（村田弘司君） 岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

周知徹底というところになろうかと思えます。一応、この給付につきましては、いろいろな個別案件がございますので、一応、お問合せをしていただくと、個別につきましては、直接、当時の地域福祉課のほうにお問合せをしていただくという形で対応してまいりました。

実際、三好委員からその周知徹底というところにつきましては、もし今後、こういう事業等ありましたら学校への配慮等も含めながら、こちらで検討してまいりたいと、よりよく市民の方に周知行くように方策を考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） これは、過年度のことですから、ここで審議するものではないです。もう決定したことですから。

はい、もうこれは終わりました。

○委員（三好睦子君） 今後についてお尋ねしたいんですけど。

○委員長（村田弘司君） 三好委員、これが先ほど私ちょっと申し上げたように、会

計年度は独立してますんで、3年度の処理したものの精算に係るものについては、これはもう決定したもんで、これは審議するもんじゃないです。御理解をいただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） これまでの説明に対する質疑は終了したというふうにみなします。

それで、冒頭、副市長のほうから話がありました総務費、財産管理費の件ですね、この件について、継続費の補正、それから地方債補正のことについて関連をして、三位一体で分かりやすく説明を願います。岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） それでは、本庁舎整備事業に係る補正予算第2条継続費の補正及び第3条地方債の補正について合わせて御説明いたします。

本庁舎整備事業に——本庁舎整備に係る事業費のうち、契約が複数年度にまたがるものについて、継続費として設定しているところをございます。

継続費は、通常の単年で——単年度で、歳入歳出予算が経理されている会計年度独立の原則の例外をなすものであり、地方自治法第212条の規定によって、経費の総額、期間、年割額を定め、複数年にわたり支出することができるとされています。

本庁舎整備事業に係る事業費のうち、継続費として、建設工事、工事監理業務、附帯事業が該当し、令和3年第2回、第3回定例会及び令和4年第1回定例会において議決をいただいているところをございます。

このたびの庁舎整備事業に係る補正は、大枠で2つの内容になります。

1つ目は、工事内容の変更により工期の延伸及び事業費の追加が必要なもの、2つ目は、事業費の変更は生じないが、工事の延伸に伴い期間の変更が必要なものになります。

ただいま通知いたしました。4ページを御覧ください。

1つ目の、工期の延伸及び事業費の追加が必要なものは、継続費の表の下段に変更の表のうち、一番上の建設工事、二番目の工事監理業務の2つになります。

期間の変更については、工事——建設工事、工事監理業務ともに補正前に比べ、令和5年度まで1年追加しております。

事業費の追加に伴う全体事業費の変更について、建設工事は、補正前に比べ3億

943万円を追加し、全体事業費を25億2,043万円としております。

○委員長（村田弘司君） 中嶋総務企画部次長、失礼——部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） それでは、ただいま発信いたしましたけれども、こちらの資料の内容を御説明いたします。

継続費の変更、新本庁舎建設工事の増額について、内容の御説明をさせていただきます。

新本庁舎建設の三種工事の増額合計は3億943万円であり、その内訳としましては、建築工事が2億9,590万円、電気設備工事は220万円、機械設備工事は1,133万円となっております。

建築工事の内容を御説明しますと、ボーリング調査として8,250万円増加しております。

これは、支持地盤が想定外に不陸であったため、調査箇所を追加によるものでございます。

その下ですが、先行掘削オールケーシング工法におきまして1億1,220万円増加しております。

これは、調査結果に基づく、支持地盤への杭定着のため、全箇所オールケーシング工法が必要となったためでございます。

その下でございますが、杭工事といたしまして3,960万円増加しております。

これは、ボーリング調査結果に基づき、杭長——杭の長さを支持地盤に到達する長さへ変更したことが主な要因でございます。

その下ですが、地中障害物撤去として1,430万円増加しております。

こちらは、基礎工事を実施するにあたりまして試掘をしたところ、転石や過去の工作物が埋め戻されていることから、この撤去、運搬に係る経費の増加でございます。

その下ですが、山留工事におきまして880万円増加しております。

これは転石等、地中障害物の影響による工法の変更によるものでございます。

その下ですが、根切り——いわゆる掘削工事におきまして1,650万円増加しております。

これにつきましても、転石等地中障害物の影響による工法の変更が、増加の主な要因でございます。

その下、その他基礎工事といたしまして440万円追加しております。

これは、地盤工事の遅れによる全体の工期短縮を図るために、非常用発電オイルタンクの施工を前倒しするものでございます。

その下、地中工事の影響による工期延伸に係る経費といたしまして1,760万円増加するものであり、その結果、建築工事合計で2億9,590万円となりました。

続きまして、その下、電気設備工事でございますが、これにつきましても、地中工事の影響による工期延伸に係る経費といたしまして220万円増加となっております。

最後に、機械設備工事でございますが、雨水排水工事といたしまして726万円追加しております。

これは、地中工事の遅れによる全体の工期短縮を図るために、雨水・排水施工を前倒しするものでございます。

また、地中工事の影響による工期延伸に係る経費といたしまして407万円増加しており、その結果、機械設備工事、合計で1,133万円となりました。

以上が、増加の内容の御説明でございます。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） 続いて、管理業務は補正前に比べ——先ほど通知しました4ページにお戻りください。

次に、工事監理業務は、補正前に比べ840万4,000円を追加し、全体事業費を4,402万2,000円としております。

これは、本庁舎建設工事の設計変更に伴い、土木——土木交通省の設計基準に基づき、追加するものでございます。

これらの変更に伴う年割額の変更について、建設工事、工事監理業務ともに出来高の見込みにより、補正前に比べ令和4年度を減額、令和5年度を追加しております。

続いて、先ほど御説明いたしました2つ目の事業費の変更は生じないが、工事の延伸に伴い期間の変更が必要なものは、継続費表の下段2変更のうち、3番目の建設附帯事業及び表の上段1追加のうち、第一別館改修等整備事業の2つになります。

2変更の建設附帯事業について、期間の変更は補正前に比べ、令和5年度まで1年追加、年割額を全額、令和4年度から令和5年度に変更しております。

次に、表上段の1追加、第一別館改修等整備事業について。

これは、本年度単年度事業として予算計上しているもののうち、工事の延伸に伴い、翌年度までの2か年事業となるものについて、新たに継続費として設定を行うものです。

内容は、主に第一別館改修に係る事業費であり、期間は令和4年度から5年度の2年間、全体事業費は4億4,828万6,000円、年割額は出来高の見込みにより、令和4年度、令和5年度を設定しております。

なお、この令和5年度の年割額については、令和5年度に執行予定であることから、当年度未執行見込みとなるため、同額の予算を減額しております。

○委員長（村田弘司君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） それでは、ただいま発信いたしました14ページを御覧ください。

それでは、ここから歳出の御説明をいたします。

2款総務費・1項総務管理費・5目財産管理費、説明欄008本庁舎整備事業において4億2,401万4,000円を減額しております。

この主な内容といたしまして、新本庁舎建設工事の工期延伸に伴い、外構1期工事及び第一別館改修工事、管理業務にかかる管理委託料を904万3,000円、外構1期工事及び第一別館改修工事等に係る設備——施設整備工事を4億194万7,000円、第一別館移動書架等、施設備品購入費を1,302万4,000円、それぞれ減額するものでございます。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） 続いて、この予算の減が——減額に伴う歳入の補正について御説明いたします。

12、13ページを御覧ください。

4目庁舎等整備基金繰入金について、庁舎整備事業の減額に伴い4,000万円を減額しております。

これは、活用予定しております合併推進債の起債の充当率が90%であることから、おおむね残りの10%程度として算出しております。

続いて、22款市債・1項市債・1目総務費でございます。

説明欄を御覧ください。

庁舎等整備事業債を3億7,790万円減額しております。

これは、先ほど御説明いたしました充当率が90%であることから、おおむね事業費の90%程度として算出をしております。

また、20ページに継続費に関する調書を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

続いて、第3条地方債の補正について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

地方債の補正について、庁舎等整備事業債の限度額を変更するものでございます。

以上で、調査関係の予算の説明を終わります。

○委員長（村田弘司君） 説明が終わりました。このことに対して、質疑がある方は挙手の上、発言をお願いします。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 本庁舎建て替え問題についての変更の細かい数字の説明がございました。

が、にわかに私、それで頭の中の整理ができませんので、もうちょっと原点に遡って9月15日に提案理由説明がありました。そのあとの質疑の中で、中嶋次長が次のように述べておられます。

で、ちょっと、これMYTを再生しましたんで読み上げます。ちょっと長くなりますけども。

実施設計の調査結果としては、ボーリング調査を行っているが、その結果、溶食洞の分布状況を把握し、支持地盤の推定分布図を詳細に作成した。これまでの調査を基に、建物の構造計算を行って杭工法を決定、それから、支持層の土質は石灰岩として、このときは杭の本数は全部で67本、杭の長さが892メートルを打設する計画を作成したと。それから、溶食洞が分布しても石灰岩の貫通が必要と想定した地点では、オールケーシング工法による先行掘削をする実施設計を策定しています。

これに基づいて、令和3年11月から工事に入り、当初の実施設計に基づいて工事を行っていたが、この次です、問題は。

この想定外の地質、それから岩盤の状況が——岩盤の状況が発生したので、今回の増額に至りました、と、このような説明でした。

何だか、私、意味がよく分かりません。これ、繰り返しMYTを再生いたしまして文字起こしをしましたんで、てにをはで多少間違ってるところあるかもしれませんけ



ども、大筋間違っていないと思います。

それでね、これで、私、非常に不思議に思うのは、当初の実施設計に基づいて工事を行っていたが、これの想定外の地質、それから岩盤の状況が発生したと、このようにはっきり申しておられます。

この説明が、実はないんですよ。ほいで、先ほどの細かい数字をもんもんもんもん言われてもね、この大筋のところの説明がないと理解できないんです。

要するは、いつの時点でどう変わったのか。基本設計します、これから詳細設計します、それから工事します、どの時点でどう変わったかと。何か山の天気じゃないけどね、突然、地下の状況が変わるかのような御説明でした。これじゃあ、ちょっと理解しようがありません。

その辺の説明がなくして、細かい数字をがらがらがん言われても頭に入らないんです。

したがって、いつの時点でこの想定外の地質、それらの岩盤の状況が発生したと、何か突然変化したような表現をされてますけど、ここらのことについて、しっかりとした分かりやすい説明をお願いいたします。

○委員長（村田弘司君） 落合庁舎整備推進室長。

○監理課長（落合浩志君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。

ただいま送信いたしました変更内容の概要についてという資料を御覧いただけたらと思います。

2ページをお願いいたします。

まず、（1）設計時に実施したボーリング調査についてでございます。

まず、基本設計時、令和2年4月から6月において行っておりますが、そのときの内容を御説明させていただきます。

3ページ目をお願いいたします。

基本設計時のボーリング調査は、令和2年4月から6月にかけて実施しております。

目的としましては、基礎構造計画のための基本情報の収集及び支持地盤の全体把握でございました。調査数は、緑色の丸で示しております6か所でございます。

図の方向を示しておらず、大変見にくくて申し訳ございませんが、図の上側が国道435号線、下側が市民会館、右側が第一別館、左側が現本庁舎として、お読み取

りください。

この調査時点では、まだ基本設計段階でございまして、建物の配置も決まっておられませんので、本庁舎の建設予定地全体の支持地盤の傾向を把握するために、ナンバー1やナンバー2、図の下側の左と右でございしますが、実際に建物が建つ箇所以外の位置でもボーリング調査を行っております。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらが調査結果でございます。

概要を申し上げますと、調査結果、地下10メートル付近から石灰岩が分布されていることが確認される一方で、石灰岩の中に粘土で満たされた溶食洞の存在が確認されました。図の地籍断面図では、石灰岩が紫色で、溶食洞が緑色で表してございます。

この時点で、本庁舎を杭による支持とすることや、支持地盤を石灰岩層とすることが決定されました。

また、今後、支持層である石灰岩層の天板の高さや溶食洞の分布について、実施設計時のボーリング調査により解析し、杭の長さや施工方法を決定することといたしました。

続きまして、5ページをお願いいたします。

続きまして、令和2年12月から令和3年2月にかけて実施いたしました実施設計時の内容を御説明いたします——すみません、実施設計時のボーリング調査の内容を御説明いたします。

次の6ページをお開きください。

実施設計時のボーリング調査は、令和2年12月から令和3年2月にかけて実施いたしました。

目的は、基礎構造詳細設計のため、支持層レベルの詳細把握を目的に行っております。

このときには、建物の配置も定まっておりましたので、建物の配置に合わせて赤色の丸で示しております10か所のボーリング調査を行っております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

調査の結果といたしましては、実施設計では、この10か所のボーリング調査結果と基礎設計時の6か所のボーリング調査、合わせて16か所のデータを基に、3次元立体評価をいたしまして、構造計算を行い、杭の工法を国土交通省に——国土交通

大臣認定のハイパーメガ工法という杭工法の採用や、杭本数が67本で支持すること、そして、杭長——杭の長さが、合計892メートルとすることが決まりました。

また、溶食洞によりまして、石灰岩の間通が必要となる場所については、オールケーシング工法による先行掘削を行うことが決まりました。

次のページをお開きください。8ページでございます。

先ほど、7ページの図表をちょっと大きくしたものでございますが、実施設計のボーリング調査により、溶食洞が確認されましたのは10か所のうち2か所でございます。先ほど申し上げましたとおり、基礎設計時のボーリング調査6か所の結果と合わせまして、合計16か所のボーリング調査結果を基に、先ほど申しました立体3次元評価による保管を行いまして、溶食洞が存在するのは右側の図にありますとおり、赤い点線で囲った範囲であると想定いたしました。

続きまして、9ページをお開きください。

ここからが、工事が始まってからの変更の概要、杭工事の関係でございます。

杭工事の関係と申しますのが、杭をやる前に、まずは地質を知るためにボーリング調査をするということ。そして、地質調査をした結果、杭を設置するためには、岩盤層とかを撤去しなければなりませんので、そのために先行掘削（オールケーシング工法）でございますが、行う。この先行掘削は、杭を入れるための下穴をつくるようなものというイメージで御理解いただけたらと思います。

そして、杭の設置という流れになります。

今、9ページの変更概要杭工事関係ということで、丸ポチで3行ほど文字がございます。

ボーリング調査の追加につきましては、工事発注時には、当初3か所を見込んでおりましたが、合計で53か所に増えました。

そして、杭の——杭を設置するための下穴を空けるための先行掘削、こちらにつきましては、当初18か所を見込んでおりましたが、最終的に67か所になりました。

そして、杭工事に——杭の設置工事につきましては、杭の本数の67本については、当初設計どおり、建物構造を指示するための67本は変更はございません。

ただし、地盤の高い低いの状況が変わったことが調査により分かりましたので、杭の長さにつきましては892メートルから954メートルになりました。

そして、その次に、溢水対策ということが書いてございますが、杭を施工する—

一杭を設置する工事を行う過程の中で障害が発生いたしましたので、そちらの対応をしたという内容で説明をさせていただきたいと思います。

それでは、10ページ目をお開きください。

こちらが、ボーリング調査の追加、3か所から53か所に工事の内容が増えましたという御説明でございます。

実施設計時には、右側の図でございますが、旧公害試験室——第一別館の横に旧公害試験室という建物が建っておったわけですが、実施設計を行ったときには、まだその建物がございました。ですので、実施設計の段階でボーリング調査がこの箇所についてはできませんでしたので、その場所を確認するため、青色の丸で示しております3か所、こちらについてボーリング調査を行うように工事の設計に含めて発注をしておりました。

すなわち、工事の中でこの青丸につきましては3本ボーリング調査をやるという工事の発注でございました。

しかしながら、1本ずつボーリング調査を進めていく過程におきまして、実施設計での想定と異なりまして、少しの位置の違い、ここで言いますと、2メートルの違いということによろしいかと思いますが、これで、大きく支持層の状況が異なる様子が確認されましたことから、経済性などに配慮しながら、できる限り最小限の工事の増となるよう1か所ごとの調査結果に注視しつつ、段階的に4か所増やす、39か所増やす、7か所増やすと、ボーリング調査の調査範囲を拡大していきました。

しかしながら、最終的には、ほぼ全ての杭位置でのボーリング調査を実施することとなりまして、当初設計の3か所に対しまして、50か所増の合計53か所のボーリング調査を実施することとなりました。

11ページ以降でございます。こちらが、ボーリング調査の結果の概要でございます。

12ページをお願いいたします。

まず、断面Aと記載しております新本庁舎の南西面でございます。赤い線で示しておりますが、先ほどと同じく、上側が国道435号線、下側が市民会館、右側が第一別館、左側が現本庁舎とお読み取りください。

続きまして、13ページでございます。

こちらが断面Aの支持層の状況でございます。

実施設計時には、図の上に逆三角のマークがございいますが、こちらで示す4か所のボーリングデータを基に、黒色の点線が図の中にございいますが、この位置に石灰岩の支持層レベルがあると想定をしておりました。

しかしながら、実際に杭位置でのボーリング調査を実施していったところ、このように激しい石灰岩層の起伏が確認されまして、想定していた支持層レベルと大きく違いがあることが判明するとともに、溶食洞も新たに確認される結果となりました。

石灰岩の支持層レベルと今申しましたのは、紫色の色がついてところが石灰岩でございいますが、これの上側の曲線部分ですね、ここに支持層があるということが分かったわけでございます。

続きまして、14ページの断面Bでございいます。こちらが市民会館側でございいます。15ページをお開きください。

先ほどと同様に、実施設計時には、上の逆三角で示しております3か所のボーリングデータを基に、黒い点線で示す位置に支持層レベルがあると想定をしておりました。

しかしながら、実際に杭位置でのボーリング調査を実施しましたところ、断面Aのときと同様に、このように激しい石灰岩層の起伏が確認され、想定していた支持層レベルと大きく違いがあることが判明するとともに、こちらでも溶食洞が新たに確認される結果となりました。

続きまして、16ページでございいます。こちらが断面Cでございいます。第一別館側でございいます。

17ページをお開きください。

こちらの面は、実施設計時には旧公害試験室が建っておりましたので、ボーリング調査が実施できなかった箇所を含む場所でございます。

実施設計時には2か所のボーリングデータをもとに、黒い点線で示す位置に支持層レベルがあると想定をしておりました。

しかしながら、実際に杭位置でボーリング調査を実施しましたところ、図に示しておりますとおり、想定よりも10メートル以上も高い位置において石灰岩が確認されることとなりました。

また、こちらでも溶食洞が新たに確認される結果となりました。

続きまして、18ページ、断面Dでございます。新本庁舎の北東面になります。

19ページをお願いいたします。

断面Dにおきましては、実施設計時には4か所のボーリングデータを基に、黒い点線で示す位置に支持層のレベルがあると想定しておりました。

しかしながら、実際に杭位置でのボーリング調査を実施しましたところ、図に示しておりますとおり、激しい石灰岩層の起伏や溶食洞、また比較的浅い位置におきまして、石灰岩の転石があることが確認されました。

次、20ページをお願いいたします。最後に国道435号線側の断面Eでございます。

21ページをお願いいたします。こちらが断面Eの結果でございます。

実施設計時には3か所のボーリングデータを基に、黒い点線で示す位置に支持層レベルがあると想定しておりました。

しかしながら、実際に杭位置でのボーリング調査を実施しましたところ、図に示しております通り、杭ナンバー65番においては、複数の溶食洞が点在していることなどが確認される結果となりました。

以上、先ほどから断面Aから断面Eまでの御説明をいたしました。例えば、20ページに戻っていただきまして、今、断面AからEまで全体の配置が書いてございますが、外周部に沿っての今御説明を差し上げました。これを一本一本全ての方向の面からここへ資料を出すことをしておりませんので、外周部だけで概略説明したというふうに御理解くださいませ。

場所によりましては、今度は横方向の解析をやったときに、隣の岩盤層との違いとか、そういうところも出ておりますので、この断面AからEまでで全てが説明できたというふうには理解しておりませんが、これをもって説明としたいと思います。

続きまして、22ページでございます。

先行掘削——オールケーシングの追加、先ほど申しましたが、工事発注時には18か所の先行掘削、杭を設置するための下穴の開ける工事をしなければならないという思いで発注をしておりました。しかしながら、最終的に、全ての杭の箇所67本の杭を設置するわけですから、先行掘削は67か所行うことになったという説明でございます。

23ページをお開きください。

実施設計時に、オールケーシング工法による先行掘削を盛り込んでおりましたの

は、基本設計並びに実施設計において実施した16か所のボーリング調査を基に、右側の図に示しておりますとおり、赤い点線で囲んだエリアの18か所、こちらで先行掘削が必要になるということで発注をしておりました。

しかしながら、工事着手後に段階的に箇所数を増やしながら実施したボーリング調査が進行していく中で、実際の石灰岩の支持層レベルと実施設計においた——おいて想定したレベルの違いなどが多く確認されていきまして、他の箇所においても、溶食洞による石灰岩の貫通や岩盤層が斜めになっていることによりまして、杭を据え付けるためにポケット上の掘削をしなければならないという事象が発生いたしましたので、オールケーシング工法による先行掘削におきまして、ボーリング調査と同様に経済性に配慮しながら、できる限り最小限の実施箇所数となるように段階的に12か所追加します、37か所追加しますと、適用範囲を順次拡大していったところですが、最終的には、全ての杭箇所におきまして、オールケーシング工法による先行掘削が必要となりまして、当初設計の18か所に対しまして49か所増の合計67か所を先行掘削を実施することとなりました。

続きまして、24ページでございます。杭工事の変更でございます。

先を——申し訳ありません、25ページをお開きください。

先ほど申しましたように、杭の設置本数につきましては、実施設計どおり67本、これで変更はございませんが、工事段階で実施した53か所のボーリング調査の結果によりまして、石灰岩の支持層レベルが実施設計と異なることが判明しましたことから、杭長が16メートル短くなるものであったり、14メートル長くなるものが出てまいりまして、当初設計の892メートルに対しまして62メートル増の954メートルとなったところでございます。

図に示しておりますのは、67本の杭ごとに杭長が短くなった部分を黄色で、長くなった部分を赤色で示したものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

ボーリング調査で判明いたしました石灰岩の支持層を3次元で表示しますと、図のようになっております。

実施設計時と変更後では、杭の支持層となる石灰岩の激しい起伏の状況がお分かりいただけると思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（村田弘司君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 説明を聞いて率直に思いますのは、詳細設計って何って。私、詳細設計と普通——普通の会社では詳細設計というんです。ごめんなさいね。

実施設計——役所の場合は、実施設計ですよ。極めてずさんだったということ以外何もないじゃないですか。何のための実施設計ですか。もう、それにつきます。

基本設計もし、詳細設計をして工事に入るんでしょう。入ってみてよく調べたらとんでもないって、3億円増加って、こんな子どもだましの話ないですよ。おかしい。

実施設計って何ですか。それに基づいて、工事をやりますよって設計でしょ。その中には、あなた方、すぐ、何か地下が見えないから分からないとおっしゃるけれど、分からないからこそボーリング調査をやって、しかも、怪しげなところがあれば、なぜ全面、最初からボーリング調査しないんですか。極めておかしいです。こんな説明は納得できません。それだけ申し上げて、私の質問終わります。

○委員長（村田弘司君） 田原委員。

○委員（田原義寛君） 私も坪井委員と同じように、ちょっと説明の量が多過ぎて、頭の中によく入ってこない部分があるんですけど、昨日の特別委員会で、模型が実際のちょっと白い模型だったんですけど、杭をどこに打ってたか、それと起伏がどのようにかなり激しかったかっていう模型があったかと思うんですけど、あれを見ながらちょっと御説明いただくと、ちょっとかなり、私もそうなんですけど、皆さんの理解度も違ってるんじゃないかなと……

○委員長（村田弘司君） 田原委員。今、坪井委員のほうから、数字の説明が分かりづらいんで、ある程度詳細にという質問があったんで、今、質問してもらえば——説明してもらいました。

今後、新庁舎に関わる特別委員会、今日ここに、山中委員長もいらっしゃるけども、そのために提示してある模型ですんで、今回は、あくまで予算に関わる委員会です。

ですから、そのことについては、今後、特別委員会が開かれる予定ですから、そのときに詳細に説明していただくということだろうと思います。よろしいですか。

○委員（田原義寛君） もう1点だけ、今の御説明に関してですけど、そのイメージが湧きに杭ってことに関して、ちょっと言いたいことがあって、支持基盤層、石灰



岩層の上には秋吉台もそうなんですけど、レスっていう、例えば、黄砂であるとか、あと火山灰であるとか、堆積物が大量にあるんですね。そこはすごく弱いところなんで、全然杭が止まりませんよね、当然。その下に、石灰岩基盤層があるんで、そこに杭を打ちたいということなんですけど、先ほどの説明であつたとおり、溶食洞があると。

溶食洞に関していうと、例えば、秋芳洞なんかも入っていくと分かるんですけど、途中で川が流れてて、川の底に水没している穴っていうのがあるんですね、そういうのは潜水調査をしないと、どういうふうに伸びてるか分からないんですけど。

でも、やっぱりそこも支持基盤層ではなくて単なる水がある穴なんで、杭を打っても止まらないんですよ、それは明らかに。

だから、今御説明あつたとおりで、かなり起伏が激しくて、上にはそのレスの堆積もあつてですね、なかなか大変なところを杭打ちをされてるなっていうのは、私から言わせれば、実際に洞窟に入ってみれば、ああそういうことなんだっていうのはよく納得いくところなんですけど、この場合は、本当に洞窟に入るわけにはいきませんので、実際に分からないところをやってらっしゃるといところで、こういうことが出てきたんだろうと思います。

○委員長（村田弘司君） 質問はいいですか。坪井委員、別の質問ですね。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 全く別の質問です。

継続費というものについて、このように、何ですかね——途中で増額になったという場合には、これどう理解すればいいんですか。

単年度なら、それは単年度で審議すべきなんだけど、継続費っていうのは、これ多分、令和2年、3年、4年、5年ですかね、4か年間またがるわけですね。その前に、今の時点で地盤改良3億円プラスと、そういうこの予算になってますがね。

これを認めたら、もうそのままずっといって、令和5年度になって改めての予算の審議ないんですか。そこの辺が、よく分かりません。

だから、きちんと継続費の、今ここに出されている予算を中心にしてどういうことになるのか、きちんと説明してください。分かりやすく。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） 坪井委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、説明のほうで、冒頭で御説明をさせていただいたところですけども、

継続費は、単年度で会計を処理する——会計年度独立の原則と例外をなすものでございます。

継続費を設定することによりまして、継続費に設定するものは、経費の総額、それから期間、年割額を定めることとなっております。それで、複数年度にわたり支出することができることとされているところでございます。

で、予算のほうにつきましては、それぞれ年割額に定めている額が、その年の該当の年度として——予算として計上されることとなります。

つまり、今、令和5年度に設定しているものにつきましては、令和5年度の予算として計上されることとなります。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 何回聞いても、よう分かりません。

要すれば、これ、本庁舎建設工事で3億円ですか、プラス計上されてるでしょ。これ、この予算委員会で認めたら、もうそれでおしまいですかという質問ですよ。どうですか、もう令和5年度ね、これ蒸し返しはないんですか。そこなんですよ。

だから、今回ね、事実上、増額予算でしょって、それ認めたらもうおしまいって、そういうことですかという質問ですよ。

○委員長（村田弘司君） ちょっといいですか。藤澤部長、あなた、財政のプロでもあるから、今の坪井委員の質問に対して、分かりやすく、市民の方もこれMYT観て感じられるでしょうから、市民の方に分かるように説明してください。

なかなか、これ難しい会計年度独立の原則を、特例でやぶつって言えば言葉悪いけど、違うもんだからね。だから、その辺のあなた詳しいでしょうから、説明してください。

○委員長（村田弘司君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

このたび継続費の変更、追加というのは、これはなぜしているかというのと、今おっしゃられたように、建設工事の総額を変えているところであります。

これによって、何が——今回この御審議いただいて、継続費の変更を認めていただきますと、まずは、契約の変更のほうに手続に入らせていただこうと思います。

今、工事請負契約を当初の契約でしておりますけども、それを3億円増額した契

約をするために、このたび継続費ということで総額をお認めいただくというのが今回です。

その後、毎年度の支出については、それぞれ継続費とは違って、歳出予算のほうに工事費として今年度に支出する予算を編成しますので、それを御審議。この度もありますし、来年度——5年度にお支払いするお金については、5年度の——令和5年度の歳出予算の中で工事費として御審議いただく、そのような形になると思います。

毎年、会計年度は独立しております。毎年お支払いするところは、歳出予算の中にそれぞれあると。

今回の継続費は複数年度という、要は契約をするためには、これだけの契約をしていいですよ、総額は幾らですよっていうところを認めていただくための予算措置であります。

○委員長（村田弘司君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） あのね、今、確認してよく分かりました。

工事請負契約を変更するということですから、その件については、今回これを承認したら、もうそれで工事請負契約が変更になると……（発言する者あり）いやいや、そうじゃないんですか……（発言する者あり）

いや、まだ質問してるんだもん。

○委員長（村田弘司君） そしたら質問してください。どうぞやってください。

○委員（坪井康男君） 途中で茶々入れてください。だから、私が申し上げてるのは、さっきから言ってるように、詳細設計がずさんだったって、その責任を市が何で100%被らんにやあいけんのですか。おかしいですよ。ずさんな詳細設計、地下に問題あるっていうのは、藤井委員もおっしゃいましたけど、分かっとなるんだから。何で、もうちょっと早く迅速にやらんのですか。土壇場に来てですよ。しかも、これもう終わったでしょ、工事は、事実上。そうでしょう。事後承認じゃないですか。そこを私は申し上げてるんです。おかしい。私は、こんな予算を認めるべきじゃないと思っています。

質問、終わります。

○委員長（村田弘司君） 質問は、今入ってましたけど、回答は求められますか。藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問、先ほど私、説明の中で不十分であったもの少し補足させてください。

継続費を今回変更することによって、その契約の根拠となる——予算としての根拠となるものをしておりますので、今後、この予算、継続費を認めていただきました手続上は、この工事請負契約は議決事項であります。昨年の11月でしたか、契約の議決をしておりますので、その契約そのものが変わりますので、再度、契約そのものは御議決いただくような手続が必要となっております。

（発言する者あり）契約は——今、契約を——契約を結ぶ根拠として、今、予算の補正をお願いしておりますので、契約そのものは、議案として再度増額して契約を御議決賜るよう、次の議会に提案しようと思っております。

議決が必要だということだけ、お伝えしておこうと思います。

○委員（坪井康男君） 最後。

○委員長（村田弘司君） 最後ね、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私が申し上げてるのは、詳細設計がいい加減じゃなかったんですかと、詳細設計どこがやったんですか。その責任は問われないんですか、ということをお願いしてらるんです。

だから、そこ辺で何の説明もないんですよ。変わったからしょうがない、状況が変わったからしょうがないしょうがないの一点張りじゃないですか。そんな仕事の進め方はないですよ。

そういうことで、私は、この予算を認めたくないです。

ほかの委員さんはどうおっしゃるか分かりませんが、だめです。もともとの仕事をなさってない。誰の責任ですか。皆、それなりの代金を払って依頼してるんじゃないですか。ちょっと間違えましたって、杭の本数が足りなかった、どこそこがどうなったって、こんな話は初めて聞きました。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 質問ですか。求めない。

○委員（坪井康男君） 求めても同じですから、いいです。

○委員長（村田弘司君） そしたら、回答はいいです。ほかにありますか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） お尋ねいたします。

今、ちょっとお話も出てたようですけど、言葉を変えると、当初、免震構造です

か、が、高額だから耐震構造にするということで、結果的に、あがいてあがいて3億1,000万ぐらいの追加が出たという、どちらが安かったのかなっていう気がするんですけど。また、それはそれ——それらの構造的なことについては、特別委員会のほうでいろいろとお尋ねしたいと思います。

今日は2点。

1点は、先般、協議記録を資料として頂きました。

何度ですか、2、4、6、8、10——14回にわたって契約変更により増額がされております。で、これを概算額なんですけど、合計しますと6億9,850万円になります。

なのに、このたび3億943万円、この数字の整合性といいますか、また、次に追加が出てくるのかなっていう気がしております。

この協議記録に上がっておる増額の数字と、このたびの3億1,000万ぐらいの関係性がちょっと見えませんので、そこをちょっと御説明いただきたいというのと、それと、他の地区では——他の市はですね、この工期の延伸にかかる費用ですね、これは、元請が払うっていうふうな契約とかなっていて裁判が起きたりしとるんですよ。で、工期が延伸することによる費用の支弁——支弁を市がするべきなのかどうか、その2点をちょっとお尋ねします。

○委員長（村田弘司君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、協議記録簿を整理したものを資料として御提出させていただいたと思っておりますが、この資料2の中で……申し訳ございません、ちょっと資料が配信できたらと思ひまして、今準備しておりますので、お待ちください。

申し訳ございません、大変お待たせしました。ただいま資料配信いたしました。

こちらの資料2でございますが、1は工事関係の時系列でございます、2以降に設計変更に係る協議の経緯ということで、表になったものがお示ししてあると思います。全部で3ページでございます。

ただいま杉山委員おっしゃったのは、概算金額の欄を合計されたところが、全部で六億何がしかになるのではないかという御質問であったかと思ひます。

こちらにつきましては、設計変更協議するとき、まず概算額で協議を交わすわけでございます。そのときは、実際にそれが1億円——概算1億円だけれども、それが9,900万円なのか1億1,000万円なのか、そこまでの精査はできませんので、おむねこれぐらいの変更になるでしょうという協議を交わすわけでございます。その協議を経て、先ほど私の説明で、ボーリング調査も先行掘削も、段階的に増やしていきましたよというお話をしたかと思えます。

で、段階的にやっけていまして、最後に2ページ以降ですけれども、黄色い色がついているところがございます。こちらが、各工種の精算額が出てきた段階というふうにお読み取りいただけたらと思えます。

そして、これを積み上げますと、建築工事では2億9,590万円、電気、機械を合わせますと3億943万円という答えになるということでございます。

それから2点目でございますが、工期延伸に伴う費用という言葉だったと思えますが、こちらにつきましては、今回のこの事象が設計変更するに当たりまして、契約変更に当たる契約約款の中の自然現象による不可抗力によるものというふうに執行部としては理解しておりますので、そちらに——そういう事象における工期の延伸というものについては、発注者のほうで負担するということになります。

ということが、約款にうたっております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 自分自身、まだ納得できてないんですけど、最後に、電気設備工事と機械設備工事、これも工期の延伸で220万円と1,135万円ですか、出てるんですね。これらっていうのは、まだ未着手だろうと思うんですけど、何で費用が要るのかなという思いがしておりますが。

○委員長（村田弘司君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

電気工事と機械設備工事について、増額はなぜかという御質問だと思います。

電気工事も機械設備工事も既に工事には着手しておりまして、本庁舎の建築と同時進行しながら、電気工事も機械設備工事も進行してまいります関係上、工期の延伸は避けられないということになります。

つきましては、工期延伸に当たりましては、営繕工事の積算基準に基づきまして、工事日数の加算ということが出てまいりますので、諸経費計算上どうしても工事費の増額が発生するというふうに御理解いただけたらと思います。

以上です。

○委員（杉山武志君） 委員長。

○委員長（村田弘司君） ちょっと待ってください。ちょっと今計算してます。3回目ですね。杉山委員。

○委員（杉山武志君） ではですね、この本庁舎の建設と電気設備と機械設備ですね、どれかに遅れが出てくると——どれか一つに遅れが出てくると、ほかの二つの理由もなく延伸のお金を払わにゃいけんという形になるんですか。

○委員長（村田弘司君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） この場合、杉山委員のおっしゃっ——すみません、杉山委員の御質問にお答えします。

委員のおっしゃるとおりになろうかと思えます。

ここが、分離発注によるメリット、デメリットございますけれども、弊害となるものではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） ほかに。先に岡山さんが上げちゃったから、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、いろいろ御意見が出ておりますけれども、何のための実施設計であったのか、また、詳細設計がどうだったかと、こういったお話も出ております。

それで今回、基礎工事にあつては、実際、目に見えればええですけど、これ、目に見えない、地下がどうなってるかどうか。地中の障害物も撤去ということで、もう2、3メートルぐらいの大きなセメントの——構造物の塊があつて、これがもう見えておればいいけれども、分からない。

そして、地下67か所の——この何といいますか、オールケーシング、そして、杭を67本を打つと。

そういった中で、特に、溶食洞もあるということ——地下のことですから、この辺について想定されていたのかどうか、そして、溶食洞を突き抜けて、そして、オールケーシングで、そして、それを過ぎてきちっと石灰岩に着いて、そして、固

めていくと、こういうところまで想定されていたのかどうか、溶食洞が何箇所かあったと思いますけれども、そういうところを——何て言いますか、詳細設計で判断できたのかどうか、なかなか難しかったとは思っています。

それで今、宇部市も本庁舎を建設中であります。第1期棟と第2期棟と、今第1期棟はできました。第2期棟建設されるんですけれども、特に、第1期棟のとき、当初の予算よりも、この宇部は石灰岩というよりは、過去、炭鉱を——石炭掘りました。そういった面で分からなかったと、地下の状況。それで、空洞等がかなりあって、当初の——何て言いますか、実施設計よりもかなり大きなお金の追加になったということも伺っております。数億円程度ですね、大きなお金につながったと。実施設計からかなり離れた予算でなったということもお聞きしております。

ということで、溶食洞なども考えながら、こういったところで、詳細設計を今と同じような設計を判断することができたのかどうかも、これについてちょっとお伺いします。

○委員長（村田弘司君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの岡山委員の質問にお答えいたします。

実施設計段階で溶食洞の存在は想定していたのかという御質問であったかと思えます。

先ほどの御説明で申し上げましたとおり、基本設計で6本のボーリング調査、実施設計で10か所のボーリング調査、合わせて16か所のボーリング調査を実施した結果、そのうち、実施設計で行った2か所におきまして溶食洞の範囲がほぼ特定できましたので、実施設計を終えた段階では18か所に溶食洞があると。

そして、その18か所については、杭の先穴を開けるために先行掘削によるオールケーシングの適用が必要であるという判断で、工事を発注しております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ということで、溶食洞があつて、そして、杭をオールケーシングで杭を打っていく、そういったところまでも、メーターとして少し長さ62メートル深く——長くなってますけれども、そういったところは、基本的には詳細設計としては、判断できなかったというこういった認識であったということ、今、説明から判断します。



それで、こういったところの、今、いろいろ工事に関しましては——何ていいますか、契約の変更、そして工事請負変更で3億円の増額になったということも説明ありましたけれども、問題は、こういったところのもの、今回資料もいろいろ出ておりますけれども、もうこれについて、今よりももう少し——6月議会終わった頃——後ぐらいに、早くこういった議会側にもこういった説明をしていくことが私は大切——議会側に説明していただくことが大切だったと思いますけれども、その辺について、遅れた点について御説明をお願いいたします。

○委員長（村田弘司君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

岡山議員——岡山委員言われるとおり、金額はまだしっかり固まらないとは言え、御説明——詳しい御説明ではなくても、御説明差し上げるべきではなかったかということは感じておりますけれども、現場の——工事現場の状況といたしましては、施工を進めていかないと、次の工程に進むことができないということが1点。

それから、国交省のガイドラインに基づきまして、いわゆる20%以内の変更であれば、発注者、それから受注者、その協議を基に、協議書を発注いたしまして、工事を進めることができるというようなところの理解から、今回に至ったわけではございません。

結果的には、今回の9月議会におきまして、こういった詳しい地中の説明、それから、金額が精算できましたので地中の説明を基に、詳しい金額の予算の提案と——提案の説明というところに至ったわけではございますので、このたびは、第一に、やはり金額の概要、精算できないまま、議会で御説明するというのを避けた結果によりまして、今回の状態となったわけでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先ほど、落合推進室長の御説明の中で、本件変更は、自然現象による、つまり、フォースマジュールといいます、不可抗力と言います——による変更とおっしゃいました。全くそれは誤った解釈と思います。不可抗力じゃありません。人災です。

よって、先ほどの落合推進室長、そのように申し上げて、あなたの考えをもう一遍言うてください。本当に不可抗力ですか、という質問です。

○委員長（村田弘司君） 時間がかかりますか。回答できないようなら、ちょっとおきますよ。落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。

大変お待たせして申し訳ございません。

私が、さっき——先ほど御説明しましたのは、契約約款の条件変更等というところ、約款の第18条というのがございますが、この中で、現場の形状の——形状、もしくは地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された自然的、または人間的な施工条件と、実際の工事現場が一致しないことというところに該当すると判断しまして、条件変更とみなしたということがございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） これ以上、議論はしません。

工事契約約款にそういう条項があるのは、私はよく存じ上げています。

だけど、今回のこれが該当するかって、たくさん箇所をボーリング調査すれば分かるじゃないですか。それが何で自然現象ですか。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 回答ありませんね。ほかに。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

先ほどから坪井委員もおっしゃったように、本当にこのボーリング調査が基礎の基礎、建物するときには、本当にボーリングは基礎の地質調査と地盤調査、本当に大事なものだと思います。

それが、わずか3か所というのにも疑問を持つんですが、本当にずさんだとしか言いようがありませんが、資料——資料2を見ますと3か所が53か所になっておりますけど、これはこれで、ずさんだったということなんですけれど、この単価——これは、先ほどの説明、892メートル増えたってということなんですけれど、1メートルの単価って幾らなんでしょうか。

これはこれで、終わったら出るんでしょうか、電卓ありませんけど。

○委員長（村田弘司君） 執行部、どうしますか。質問ですね。中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

1本当たりの単価はという御質問なのですが、（発言する者あり）申し訳ございません、1メートル当たりの単価ということではございますが——御質問でございます。

単純に、割り算すれば出そうなものなのですが、こちらのほうは、やはり1か所にかかるその深さ、浅い、深いがありますので、単純に全体の長さを単純計算で割るという計算にはいきませんので、現在1メートル当たりの単価というのはちょっとお答えできない状態でございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 相場的にはあると思うんですが、それでも、割らなければ、割らんか——相場ではいかなかったということなんでしょうか。

それと、資料2を見ますと、10トンと4トン車に変えた——車両の変更とか、それから数量が増えた、工法の変更とかありますが、その部分、また、ずっと地中障害物の除去とかありますけれど、こういったことを、もう以前から分かってるのに、これで追加が出ておりますが、この内容に追加変更——変更金額についてですけど、この入札のときは監理課でやられるんですが、後の契約——契約の変更のときは、追加契約ですね——追加契約のときは、担当はどこなんでしょうか、どういう検証されているのでしょうか。

いいなりの金額——言いなりって変ですけど、これこれいった、ああそうですかって感じで、その検証は何もなかったということなんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（村田弘司君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの資料2の中で、地中障害物の撤去等というお話でございましたので、こちらについて御説明させていただきます。

ただいま配信した資料を御覧ください。31ページでございます。

この地中障害物の撤去ということにつきましては、当初設計では見込んでおりませんでした。

これについて御説明しますが、32ページを御覧ください。

庁舎の建設工事を行うためには、もちろん基礎工事等もございますので、地表の

地盤を掘り取って基礎の工事をやっていかなければならないわけですので、建築工事の施工者様によりまして、本庁舎建設敷地内の試掘をまず行われました。

その試掘の結果、敷地全体にわたりまして、地面から1メートルから3メートル程度の深さの範囲に様々な地中障害物が発見されることが——発見されるに至りました。

写真が今ございますが、直径から1メートルから3メートル程度の巨大な石灰岩の塊や、アスファルトのガラ、そして33ページに続きますが、コンクリートの塊なども出てきてまして、これらを撤去する必要が生じてまいりました。

これらは、過去の資料やボーリング調査では、予測が不可能でございましたので、試掘により初めて判明したものでございました。

しかしながら、工事を進めていく上で、いずれにしても掘り取って処分ということをやっていかなければならないので、今回の変更の中に含めた次第でございます。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） いや、これで三好さん3回言われた。

ちょっと皆さんに、お諮りをしますけれども、昼が近いです。さっき、休憩後も1時間経過します、取ってません。これから、どのぐらいの皆さんのまだ質疑が残ってるかによってこのまま走るか、昼休憩を入れるか決めたいと思います。

あと、さっき藤井さん——委員は手を挙げちゃったね。それから、秋枝委員、まだ杉山委員は……。そうしたらね、まだ1時間がかかりそうなね。

そうしたら、こっからもう休憩入ります。1時まで休憩します。

午前11時56分休憩

---

午後1時00分再開

○委員長（村田弘司君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

質疑のある方は、どうぞ。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほど来、説明及び質問がありましたですけども、私はもう前回、提案説明のときにも申し上げましたけど、本件、一番の問題は、先ほど坪井委員もおっしゃいました。

要は、こういう事態っていうのは、もう基本設計とあと実施設計ですか、もう予見全部できてるのにもかかわらず、実際に工事をやって、それで分かったからって

いう、ここが一番の問題だと思ってるんですよ。

先ほどの落合室長の説明資料の中で、例えば、26ページに、実施設計時の予想の地層図と変更後のということでありますけれども、仮に、実施設計時にこういう予想をしたっていうときに、この予想はどのようなやり方で、あるいはどういう技術的な根拠に基づいてやられたかはあれですけども、本当に、こういうのっていうのは、実際にボーリングしてみないと分からないものであれば、あらかじめ、なぜその時点でボーリングをしなかったんかっていう、この1点をずっと疑問に思ってるし、聞いているわけですね。

それで、まず、こういう——誰が、こういう地下層のこういう——こうなってるんじゃないかっていう予想をされたのか、その予想っていうことに対しての責任、まさに、これも坪井委員が言われましたけれども、本当に予見可能じゃない、それを前提で、フォースマジュールではないんだけども、約款の何条の何項に相当するから費用をこっちが負担するとあるんですけど、本当にそうなのかと、やっぱりこういうのをやった業者にも責任はあるんじゃないかと。そこをどう当局のほうで考えられてるかっていうのをお聞きしたいなと。

今回は、たしか基本設計者と実施設計者一緒ですよ。ということは、もう、こういうのは——こういう地下おかしいよとかいうのはもう分かってたはずだと思うんで、そこについて、まず、こういうのが実際にやってみないと分かんない、予測可能性がなかったものなのか、もしあったとしたら、その設計者というか、工事者には責任はないのか。そして、その責任があるとすれば、やはり、その負担は、何らかの形で負担してもらおうという、そういうふうなことはできなかったのか、この点についてお伺いします。

○委員長（村田弘司君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

このたびの増額に関わるものが、実施設計時において予見できなかったのかという御質問でございます。

こちらにつきましては、過去何度かの特別委員会の中で、この庁舎を計画設計するときに、どの程度のボーリングが必要かというお話が何度か出てきておると私は認識しておるところでございますけれども、建物の形にも、形や規模にはよります

が、通常このような建物の場合、その建物の建つ範囲において、4か所ないしは5か所のボーリング調査が必要だろうというお答えを以前しているのではないかと思います。

しかしながら、本美祢市の庁舎におきましては、委員の皆様も御承知のように、長方形の建物ではございませんで、L字に折れ曲がった建物であることは既に御存じのことと思います。

つきましては、基本設計の段階で、通常四、五本のボーリング調査のところを6本のボーリング調査をまずは実施しております。その調査結果に基づきまして、通常は実施設計で再度のボーリングということはしませんが、溶食洞なりのさらなる詳細さを求めて10か所のボーリング調査をやって、基礎の設計に入った構造計算に入ったというところがございます。つきましては、より詳細な調査をやり、そしてその中で、構造的にも、もう大丈夫という判断で実施設計の完成に至ったところであろうと思います。

確かに問題が全て起きた場合に、67本、全てのボーリング調査をやればよかったのではないかと。確かに費用的なことを考えずにやれば、全箇所ボーリング調査をやり、その箇所に先行掘削があるのか要らないのか、杭の長さはどうなのかということ、全ての調査をやった上で、工事発注に至るという手段ももちろんございます。

ただし、そこはやはり公共事業というものは、経済性というものを十分に求められますので、通常は、1敷地4本ないしは5本と、それでももうちょっと分からなければ、さらにちょっと追加してという範囲での設計になろうかと思います。全部を先にやって、結果必要でなかったということになりますと、そこは確かに経済的に、じゃあなぜそうしたのか、多過ぎたんじゃないのかという議論が今度は逆に起こってこようかと思います。今は結果として、67本全部やらなければならなかったということで、過去のことを振り返って、今問題になっておるわけでございますけれども、我々としては段階的に確認をしながら、そこを進めていったということで御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 確かに今おっしゃったように、全部やってたら、逆にやらなかったでもいいんじゃないかという議論が起こるだろうと、確かにそうかもしれませ

ん。

ただ、今回の場合はですよ、もう3本、あるいは6分の杭を打った段階で、あるいはもうそれをやらない前から、この地下は本当に、普通の地下とは違って、溶洞ですか、あるいはそういうのは、予見されてたわけじゃないですか。だったら、結局、最終的に、全部やった上でさらに、シーケンスっていうか——何かほぼ全部やりましたよね。

要は、通常、こういう特殊な地下じゃなければ今、落合室長言われたようなことだろうと思うんですけども、こういう特殊なところだということ考えたときに、本当にそういう、今言われたようなやり方がよかったのかどうなのかっていうのは、やはり議論があるんじゃないかなと思うんですけども。再度、その辺は仕方がなかったというふうに思われるのでしょうか。

それとも1つ、先ほどの質問で、予見可能性っていうか——いうことを考えたときに、ある程度予見されてたでしょう、こういう事態が。それでも、一応実施設計して、そのときの金額をはじいてるわけですよ。で、その予見可能性というときのその負担割合ということで、本当に100%発注側が負担すべきものなのかどうなのかと。そこをもう1回どうお考えか。お答えをお願いしたいと思います。

○委員長（村田弘司君） 答えられますか。落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

この問題を予見しているというお話であったと思いますけれども、溶食洞のある場所のお話だろうと今思っておりますけれども、基本設計並びに実施設計のボーリング調査結果に基づきまして、先ほどの図表でお示ししたとおり、18か所については溶食洞の存在があるだろうと、その中では、先行掘削が必要になるという判断をして実施設計を終えたところでございます。

そして、このたびのようなケース、ある程度の予見があったのなら、じゃあその18か所以外のところでももっと調べておくべきじゃなかったのかという御質問だろうと思いますけれども、そこはやはり調査結果に基づき、工事は設計して実施するものでございますので、あまり最初から過大な設計というものは、執行部としては通常いたしません。

委員の皆様も補正等で御覧になることも多かろうと思いますが、工事と通常、土

木工事なり建築工事は、特別の事情により増額をお願いしますという補正がほとんどだと思います。入札減で減額させてくださいという補正はあろうかと思いますが、通常増額に向かって進んでいく。それはなぜか、当初の設計が過大にならないように、そして、それが補助事業であったならば補助金の執行にももちろん関わってまいりますので、必要最低限、理由のおおる必要最低限の中での発注ということを我々が心がけているからに——ということが理由になろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） これが、今回のことが予測できたかどうかということだと思いますが、私、これを、新庁舎を建てるところで、その事前の審議会のようなものに、議員の代表として出席させていただいて、いろいろ場所の選定などで、そこに参加させていただいたんですが、そのときのいろいろな意見、現在の場所を選定するところでいろいろなリスクの話も出ました。

そのときに、出てきたリスクの中の主なものは、増水したときなどによるある程度の水没の可能性があると、1メートル程度の水没があるというような、その辺りはかなり皆さんと深く審議した覚えはあるんですが、そのときに地下のことのそのリスクを、そのとき話に出たという記憶はないんですよ、私の間違いかもしれませんが。

だから事前の、そういう市民が集まったりとか、有識者の方々が集まった中にはそのリスクを予測する人はいなかったんじゃないかと思うんですが、この私の記憶は、正しいかどうか、ちょっと執行部のほうで確認いただければなと思うんですが。

○委員長（村田弘司君） すぐ対応できますか。中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの猶野委員の御質問にお答えいたします。

その会議の内容というのは、申し訳ありません私、それから落合室長のほう、現在ちょっと、そちらのほう頭の中に入っておりませんので、ちょっと確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 猶野委員、どうしますか、この場で時間をとって探してもらうのか。後日、それを求めるのか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 1つの、事前にリスクは予測できたかどうかということの中で、1つの参考にはなるのかと思います。もし、その会議の中で、もう当時から地下



の洞窟が広くこの地域はあるんだよという話があったのに、杭の打ち方が少なかったというの、それは確かにいけなかったことだと思うんですけど、その段階で有識者の中でもその話が出てないとかいうんだったら予測ができなかったことかなという思いもあるので、その辺りを今の審議の話だと無関係ではないんじゃないかなと個人的に思います。あと、今すぐ取り寄せられるかどうかは、委員長に一任したいと思います。

○委員長（村田弘司君） 分かりました。すぐ出せるものですか、出せないなら。中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） もし可能であれば、次回、特別委員会の際にでも、議事録なり、協議録なりを提示させていただきたいと思いますが。

○委員長（村田弘司君） 猶野委員、よろしいですか。次回、開催されるであろう特別委員会のほうで提示をしてください。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 午前中の説明の中の中嶋課長のほうから20%、工事費の20%軽微な変更の話がちょっと出ましたんで、特別委員会のほうで質問しようと思ってたんですが、質問させていただきます。

一番の元は、議会に諮ってな——今回の件は、議会に諮らなかつたっていうところにあると思うんですけど。

なぜ、議会に諮らないのかって言えば、いや溶食洞があったり、予測が不可能なところがあるから議会に発議できないんだという御説明がありました。しかしながら、やってみると分からんって言いながら、軽微な変更で済むんだということで発せられた。20%の、予算の20%の範囲内で収まるんだという自信はどこにあったのかなっていう思いがしとるんですよ。

逆に言いますと、今回ですね、3億1,000万円ぐらい補正が上がってるんですけど、この本庁舎の工事に係るものは18.09%、20%ぎりぎり収まっておるんですが、逆に言いますと、まだ問題があるのに、20%を超えるから、ここで手を置こうとしたんじゃないかという疑惑も出てくるんですね。何をもって20%で負えるっていうふうに確認されていたのか、そこをお尋ねしたいと思うんですが。

○委員長（村田弘司君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、午前中に私が20%以内という御説明を差し上げたと思います。ちょっと

御説明が足りなかったもので、ちょっと補足させていただきますけれども。

この20%っていいのですが、国交省の営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン、あくまでもこの基準でございまして、その20%っていいのですが、その発注者の留意事項のところに書いてありまして、20%以内なら大丈夫ですよっていう内容ではございませんで、工事請負代金額の20%を超えない設計変更に伴う契約変更の手続は、工期の末に行うことをもって足りるという条文といいですか、記載があります。基準がありますので、私どもはこう書いてあるから、20%以内であれば工期の末に行おう。要するに、年度末まで、基準は年度末まで出せばいいってなっておりますけれども、そうじゃなくて分かった時点で急いで、分かった時点ですぐに、直ちに提出をしようというふうな理解からですね、年度末まで延ばすことではなくて、9月、要するに、まだ8月の中旬時点、前回の8月の臨時議会のときも御答弁いたしましたけれども、8月の中旬までは、まだ工事が動いておりまして、精査ができておりませんで、精査中ではございましたので、こちらのほうは、全く8月には出せませんでした。ですので、直ちにとという時期がこの9月になりましたので、その20%を超えない設計変更については、9月の今回の議会に、急いで提出させていただいたというところで、今回、提案させていただいたところがございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 先ほどお話ししたとおり、やったにせよ、やらなかったにせよ、疑義が残るわけなんですけど。先ほどのこれは何の表ですか、時系列の表なんかでも、4月に工事しておられて、6月にされて、8月にされて、時折々に何で補正を組んでおられなかったのかなど。

で、特別委員会とかで質問する際には、必ず軽微な変更ですから、軽微な変更ですから、軽微っていうことを言っておられて、本当にこれ工事が終わってるのかなっていうところもあるんですよ。

まあ、そういったことについては、今度構造的なことも入りますんで、特別委員会のほうで話をさせていただきますけど、まずもって、議会に諮られてなかったのが問題だと思いましたんで、先ほどの質問をさせていただきました。

○委員長（村田弘司君） あとは、特別委員会のほうで、質問されるということね。はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 何点かお尋ねしたいことがありまして、まず最初に、当初はオールケーシングは18か所、残りはコンクリートパイルという、こういう理解でよろしいんですよね。

で、強度的にはあれですか、オールケーシングとコンクリートパイルという強度的にはどう違うんですかね、どっちが強いんですか。

○委員長（村田弘司君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

まずはオールケーシングでございますが、オールケーシングとは、先ほど御説明申し上げましたとおり、先行掘削、杭の下穴を空けるようなものという表現を私させていただきます。すなわち、杭を立て込む際に、支障物が下にあるから先に穴をあけてやらないと杭を立て込むことができませんよということで行うのがオールケーシング工事でございます。

つきましては、委員が今おっしゃいましたが、パイルということでしたので、それは杭の構造の話になります。コンクリートパイルの杭でございますから、ですから、オールケーシングをした穴を空ける工事、そしてパイルっていうのは、杭構造の名前のことというふうに、ちょっと別のものというふうに御理解ください。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 素人なもので分からんのでお尋ねしたんですが、ケーシングの杭とケーシングせんじやった杭の強度というのはどう違うんですか。

○委員長（村田弘司君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

オールケーシングによる先行掘削をするしないにかかわらず、杭の長さは——申し訳ありません。杭の長さではなく、先行掘削した穴を空けるというお話をしたと思うんですけれども、ですから、そこに立て込む杭の強度がそれによって変わるとか変わらないとか、そういうことはございません。あくまで杭を立て込むために、その穴が必要なんだというふうに御理解くださいませ。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 大体分かりました。

それから、先ほど地中障害物、アスファルトがらとかようけあるというふうに言われましたが、これは掘ってもらわんでも初めからあるんじゃないですか、いろんな石とか、わざわざ出されたというのはどういうことでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

地中障害物の撤去という中で、直径が1メートルから3メートル程度の巨大な石灰岩の点石が出てまいったというお話をしたところでございます。

これは、地中1から3メートルの範囲でというふうに申し上げたのは、そこへ今度は杭を立て込んだ後に、杭の上に今度はコンクリートの基礎、まさに今基礎工事を現場では進めているところではございますが、基礎工事をするためにそこは掘り取るところなんでございますね。ですから転石なり障害物っていうのは、掘り取ってのけて処分する必要があるということでございます。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 3回ありましたが、別の件ですね。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 内容がいろいろ違いますが、3回でしょうか。

○委員長（村田弘司君） 3回です。

○委員（秋枝秀稔君） 質問を変えまして、折々に工事費が増額しております。これの決裁というのはどなたがされたんですか。

○委員長（村田弘司君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

この工事費の決裁といいますのが、その段その段で行っております協議簿の決裁によるものでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） いやだからですね、金額を伴う決裁と思うんですよ。で、それはどなたがされたかという、こういう質問なんです。

○委員長（村田弘司君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 協議の内容についての判断については、私のほうで、事務手続はしておりますが、これ全て上司に報告し、指示を仰ぎながら判断をしております。

以上です。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。

○委員長（村田弘司君） これで3回目です。

○委員（秋枝秀稔君） もう1回お願いします。上司という、上司がいろいろおられますが。

○委員長（村田弘司君） 藤沢総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 市長及び副市長に、協議を諮っております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 秋枝委員よろしいですか。ほかに質疑ないです。三好委員。

○委員（三好睦子君） 午前中にお尋ねしたんですけど、返事——回答をいただいてないような気がするんですけど、追加契約についてはどうなってるかなということと、その変更内容について、検証されてるのかということをお尋ねしたんですけど、その追加契約はどこの担当がやっておられるか。いろいろ関わった方のこういった合同で話合いがあったのかどうか、お尋ねしたんですけど。返事いただいてないような気がしますけれど。

検証なくまず言いなりで、この資料2にあります、この言いなりっていうか、この本当にこの金額が妥当なのかどうかということも検証されてるのかどうかをお尋ねします。

聞きたかったんですけど、いいでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） 三好委員の御質問にお答えいたします。失礼いたしました。

午前中御質問がありました件でございますが、入札から契約までは、監理課が行っております。ただし先ほど三好委員が言われましたように、追加契約というものは行っておりません。当初の契約のまま進んでおりますので、現在追加の契約というものは、行っていない状況でございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 資料2の変更内容っていうのは追加契約でやるわけじゃないんですか。

○委員長（村田弘司君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

午前中、藤澤部長が御説明しましたとおり、今後の進め方といたしましては、このたび、この内容に基づきまして、今回補正予算出ささせていただいております。そして、補正予算の内容が継続費、午前中から御説明させていただいておりますように、継続費の追加ということになっております。

で、これで議決いただきますと、この内容に基づき、今後、契約の変更という進め方になります。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 荒山委員。

○委員（荒山光広君） ちょっと質疑じゃないんですけど、議会の委員会の運営について委員長にお願いなんですけど。質疑をしっかりとされることは大切なことだからいいと思うんですけど、ちょっとあの言葉に気をつけていただきたいと思うんです。

というのが今、三好委員も業者の言いなりとかですね、その辺とか、例えばその設計がずさんであったとかですね、いかにも業者と執行部とのやりとりが不公平、不正じゃないかという印象づけるような言葉は慎んでいただきたいと。あくまでもここは質疑の場ですから、議案に対しての質疑ですから、その辺お取り計らいをよろしくをお願いします。

○委員長（村田弘司君） 三好委員、どうされますか、発言を訂正されますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） そうですね、言いなりっていうことは、いけ——言われたままに、それもおかしいですね。提案されたままに、言いなりではなくて、提案があったままに変えましょう。

○委員長（村田弘司君） ちょっとはつきり分わからなかったら、もう一度おっしゃってください。

○委員（三好睦子君） 言いなりっていう言葉がまずいということなんですけれど、それは訂正してもいいんですけど、ちょっと日本語が見つからない。

○委員長（村田弘司君） 言いなりという言葉をもう削除してくださいということですか。

○委員（三好睦子君） 話が続かんでしょう。続きますかね。削除してもいいです。

○委員長（村田弘司君） 削除しますということですか。

○委員（三好睦子君） はい。

○委員長（村田弘司君） いや、あなたの意見、私は伺ってます。

○委員（三好睦子君） 言いなりっていうのはおかしい。言われたまんまに——いやそうじゃないですね。（発言する者あり）言い方、言いなりの——言い方の訂正、そうですね、適当ではなかったでしょう。提案されたものに。

○委員長（村田弘司君） いやそうじゃなしに、言いなりという言葉に対して、あなたが発せられた言葉に対して、それが適当でなかったんでこういうふう言い直します。

○委員（三好睦子君） 言い直しましょう。

○委員長（村田弘司君） 三好委員、言葉に対してその言葉はもう削除すると、ないことにしますということですね。だから、記録からなくしますよ。

○委員（三好睦子君） はい。

○委員長（村田弘司君） 適当ではありませんでした。あなたの言うとおりは聞きますから。おっしゃってください。

○委員（三好睦子君） 言いなりの請求されたままに、言いなりの金額ではないかと言っておりますが、言いなりの金額、言いなりということが適当ではなかったと思いますので——思います。

○委員長（村田弘司君） 理解いたしました。ほかに。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今回のこの継続費、ここに出して出されたその目的っていうか、意義は、要はこれを承認していただければ、契約内容の変更ができないんでという、先ほど説明だったと思うんですけども、杉山委員のほうからも先ほどの過去の経緯を見ると、いわゆる、契約内容の変更になるような金額の見直しとかありますよね。で、今までのものについては、これはいわゆる契約変更にはあたらないんですか。

で、今回、3億1,000万円かを契約を変更したいので、一応承認をというお話ですね。だから、質問1は、今までも、内容は変わってると思うんだけども、それ

について、わざわざ変更手続とかいうふうなことで、例えば議会に承認をとということとはなかったと思うんですけども。

にもかかわらず今回、この継続費の3億の承認については、契約内容を見直すその前提として、これが承認されないといけないとおっしゃってたんで、じゃあ同じ契約内容が変わってるということに対して、今までのやつと、じゃあ今度の追加のやつっていうのは、何か異なるから変更するんかっていう、質問、意味分かりますかね。ちょっとその違いがあるんだったら教えていただきたい。

○委員長（村田弘司君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 御質問にお答えしたいと思います。

契約を提示する際には、相手方ですとか、その請負代金ですとか、工期、そういったものを決めます。今回、変更させていただくのはその中の金額ですとか、工期のところ、これまでに取り組んでおったのは、現契約、今結んでおる契約の金額の中で、設計ですね、内容、設計の変更の協議をさせていただいて、対応金額の中で、その設計変更に伴って指示をして、工事を施工させていただく。そこで、設計の変更というところと契約の変更という違いがあると考えております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の御説明だと、この、今までやってきたものは、工事そのものということではなくて、あくまでも設計の見直しで、その設計っていうのは現契約に、その工期あるいは金額があって、その範囲内だから、それは契約の変更ではないよと、こういうふうな理解でよろしいんですか。

○委員長（村田弘司君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 手続上は、契約の変更を行うのは、この予算が確保され、また、議会の議決を得たときは、契約の変更ということになります。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） そしたら、今回の3億というのは、設計ではなくて工事だということですね。その工事っていうのは、今まで、現契約にも、工事っていうのが幾らで、電気が幾ら何とかが幾らっていうふうになってましたよね。だから、その範囲で、工事の中にもう既に、工事へということ現契約があるんだから、別にわ



ざわざ変更せんでもと。

ただし、1つ気になるのは、前から言われてますよね。軽微など言っても、要するに最初の金額の20%までは、国交省の営繕工事云々とそれによって、その都度変更というか議会の承認を得なくても、年度末かなんかでまとめてやったらええんやというお話だったと理解しとるんですけども。

今回、この3億っていうのが、わざわざ継続費の中に今回提出されて、その理由が契約変更の前提としては、工期も変わってるし、金額も今度増えるからということで、承認をお願いしますっておっしゃってましたでしょう。だから、もしこの3億じゃなくて、何か知らんけど、その20%以内だったら、それは別に変更にならないということなのですか。いや、今まで、その都度、その都度変更あるじゃないですか。でもそれは、契約を変更するためにわざわざ継続費じゃなくても予算かなんかで事前に議会の承認とか何とかされてないのに、今回はわざわざ継続費ということで、しかも議会の承認ということをおっしゃってます。どこが、何が違うのかっていうことを確認したいんです。

○委員長（村田弘司君） 藤沢総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 仮に10%に行かなくても、行かなくてもですよ、契約金額が変われば、契約金がさらに追加されれば、最終的には予算が必要ですし、契約も変更しないとイケないと思います。

で、このたび出してるのはこれまで現契約の中で、我々が指示していたところが固まりましたので、精査ができて、これは明らかに3億円以上増えますよ。あるいは工期がもっと延びますよということなので、最初に、皆様方に御承認いただいた契約を変えなくてはいけない。そこで、まずは予算のほうを御説明申し上げて、金額のところを御審議いただくという手続に入っていきます。契約を変えるには、必ずこれ、これも、この規模の工事請負契約だと必ず議会議決承認が必要です。

以上です。（発言する者あり）

○委員長（村田弘司君） いや、ルール違反は認めませんよ。ちょっと違う質問にしてください。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私の今日の質問の冒頭にね、申し上げたかと思いますがね、9月15日の何遍も言いますけど、中嶋次長の答弁ですよ。もう一遍読みますからね。この実施設計を策定したと。これに基づいてちゃ、この実施設計に基づいて、令和

3年11月から工事に入り、当初の実施設計に基づいて工事を行っていましたが、このところですか。これの想定外の地質、それから、岩盤の状況が発生したので、今回、増額に至りましたと、このように答弁されてますね。

それで、私さっきから26ページの資料、実施設計時の杭の数、それから、変更後、出てますね。これ両方比べてみますと、杭本数は67本で変更なしと。杭の長さが実施設計時は892メートル、変更後は954メートル、つまり62メートル、杭の長さが増えましたと。これが3億円というふうに、私は普通だったら理解するんですが、間違いですか、そこんところがね、どうもすっきりしないんです。そのようにしか見えません。さっきからずっと皆さん御質問されてるときにね、この2つの——ようはじっと眺めておりましたよ。

そしたら違いはね、62メートル、杭の長さだけです。62メートルで3億円でやうかと、こういうふうに私は理解しましたが、間違いですかどうですか。そのようにしか読み取れませんよ。この資料からは、いいですか。

○委員長（村田弘司君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。

私が、午前中に御説明差し上げましたけれども、今、発信いたしました。冒頭で、継続費の説明の中で、私がこの今の資料、要するに、増額の変更内容の一覧表を基に、それぞれ具体的に説明しておりますけれども、その内容の合計が3億943万円となっております。

ですので、杭の長さが伸びたことは要因ではございますが、それが、それが全て3億の内容というわけではございません。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） こんな押し問答を繰り返しとったってがちが明きませんけどもね、何かね、すかつとした説明になってないんですよ。ああ言やこう言う、こう言やああ言って、何か、よく理解できできませんね。

今のこの資料1のこれいっぱい細かい数字並んでますけど、これはね、細かく見ればそうかもしれませんけど、こういう説明を求めてないんです。だから、中嶋次長の最初の答弁で、これの想定外の地質、それから岩盤の状況が発生したので、今回の増額に至りましたと、その大きなね、大きな原因とか理由とか、それをお聞き

してるんです。こんな細かい数字を聞いてないんですよ。そこのところは何かね、大変御無礼な言い方だけど、あなた方が何か言うと細かい数字をべらべらべらべら言ってね、それで説明したかのごとく、何かね勘違いしとるんじゃないかと、そんな気がしてしょうがないです。

だから、次長のこの今回の岩盤の状況が発生したとおっしゃってます、発生したということは、何か突然天気が変わるように発生——あれ変わったわけじゃないんですよ。既に地下から存在してるわけですよ。その調査が十分でなかったから、新たに調査してそれが分かったよというんなら、すんなり理解できます。だけどなんかね、こうおっしゃってることがもっと素直にね、すっと入るように説明してください。

○委員長（村田弘司君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） 坪井委員の御質問にお答えいたします。

今回の初日の本会議の際に、私が申し上げたことは事実でございます。

ですが、それだけでは、本当に大ざっぱなといいますか、概要でございますので、このたび時間をいただいて、具体的な資料を作成いたしまして、その資料を基に、これでもできるだけ簡単にといいますか、ピックアップして、大まかにつくった状態ではございますけれども、この表を用いて見ていただいて、御理解していただくということで、説明させていただいたところでございます。

ですので、ちょっと一言ではその3億の説明ができませんので、それぞれの3種の工事にそれぞれ分けまして、その中での主なものをピックアップいたしまして、御説明を差し上げたというところでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 何回やっても押し問答になるんだけど、要するにね、実施設計を固めましたと、完了しましたと、それは工事着手する前にそうでしょう。それで実施設計を策定しましたよって。そうでしょう。

それから、実際に工事に取りかかったのが令和3年11月ですよ。それは実施設計に基づいて工事にかかったんでしょ。ところが、実際に工事を進めていたら、実施設計で想定した以外の、以上の、ここでは地質とおっしゃってます。それと、岩盤の状況が発生したと。そこを私は何回も詳しく聞こうとしてるんです。そうする

とすぐ数字がぱっぱっぱと出てくるんですよ。これじゃあね、説明じゃない。私はね、市民がみんな聞いてますよ、これ。市民に分かるように、どうして説明できないんですか。それで、そもそも実施設計をしたと。それで策定終わったらね、それも当然、ボーリング調査をした結果ですよ。いいかげんにやったわけじゃないでしょうが。そこまでちゃんとボーリング調査をして、実施設計を策定して、それでお、また変わりましたよと。しかも地下のことだから分かりませんでしたと、こういう説明ですよ、大筋では、違いますか。

そのところが。どうも飛躍してるっていうんですよ。きちんとしたつながりのある説明になってないということを申し上げたんです。もう1回つながるように説明してください。

○委員長（村田弘司君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。

最初から御説明いたしますと、この間の本会議で発言しましたように、基本設計を初め、それから実施設計、実施設計を終わらして——経まして、工事に入るわけでございますけれども、その実施設計時に想定できなかったものにつきましては、先ほども御説明しましたように、発注者、受注者、それから設計業者、3者での協議を経て、それぞれの過程で協議を経まして、それに基づいて、設計変更を行っております。その設計変更に基づいて、はじいた金額がこのたび提案させていただいております3億943万円という金額でございます、その変更内容をあえて説明させていただいたというのが午前中の一覧表での説明ということでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） すみません。ルール違反は認めません。（発言する者あり）  
いやおかしいとおっしゃっても、3回ルールでやっていますから。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） ただいま中嶋次長が説明しましたとおりなんですけど、私も技術屋ではない立場で、素人的な感覚で、この工事のいろんな経緯、担当者からいろいろ報告を受けたりしてる中で、ちょっと、坪井委員の御質問の回答になるかどうか分かりませんが、補足させていただきたいと思います。

まず、建築工事の一番基礎となる工事の、最終的に地中に打ち込む杭、この杭67本につきましては、実施設計において67本ということも確定しておりまして、そのとおり67本を打ち落ち込んでおります。その長さが892メートルから954メートルと

いうふうに、約60メートル伸びたのは、説明しましたように、それぞれの高低差があつて、10数メートル短くなったものもあれば長くなったのもあるということで、杭打ち工事が総じて、2億円近いものであつたものが約4,000万——1億8,400万円が2億2,000万円ということで、4,000万円近く伸びておりますけれど、杭打ち工事自体は、その距離の増減によって、多少の4,000万円の増ということですが。

一番の今回の基礎工事の3億円の増加分の一番の要因は、溶食洞が予測できなかった——溶食洞が多数、複数にわたつてあることによって、その溶食洞の上で、杭をとめることが認められない、基礎工事として、盤石なものにならないということで、溶食洞を貫通して、さらにその下の石灰岩、地盤に支持を求めなければならないということで、それが18か所オールケーシングを予定していた——溶食洞があると見込まれた18か所について、オールケーシングを予定していたものを、結果的に全ての67か所オールケーシング工法によって、先に先行掘削といいますか、穴をあけて、最終的にそこに杭を打つという状況で、オールケーシングの経費が当初5,000万円だったものが1億6,200万円ということで、その増額が1億1,200万円、増額要因になったものは、ここが一番大きなものでありまして、予見されなかった溶食洞を貫通して支持基盤を求めなければならないという状況が発生したために、今回、3億円の増額になったというのが経緯であります。

以上です。

○委員（坪井康男君） 確認させてください。

○委員長（村田弘司君） 質問じゃないですね、3回ルールは守ってくださいよ。今の副市長が、ちゃんと丁寧に回答されましたんでね、説明されましたんで、それに対して普通は、感想は認めませんけれども、次の質問……（発言する者あり）。今日はこれ、予算決算委員会ですから、もし、いろんな面で思いがあるのであれば、今後特別委員会が開催されますんでね、その中で、さらに深度を深めてもらいたいと思います。

今回は、この予算に対する質疑ということで、市民の方も見ておられて、この委員会がどういう性質を持ったものかというふうに異議を持たれても困りますんで、その辺は理解はしていただきたいと思います。あなたは賢い方ですから。（発言する者あり）質問じゃないつちゅうことでしょう。確認をさせてくれということです。（発言する者あり）

私が今申し申し上げたとおり、この件に関しては、随分今、いろんな委員の方からも質問があつて、坪井委員も午前中に引き続き問答されておられますよね。かなり、質疑の内容は深まっておると思います。これをずっと続けておって、夜がふけてもやるかどうかということですよ。この予算委員会が——予算決算委員会が持つてゐる性質上ですね、一生懸命市民のために、この予算を審議するという意図はお分かりだろうと思います。だから、その辺を理解された上で、いいですか坪井委員。  
(発言する者あり) 理解された上で、それで聞いてください。興奮されないで。ちょっと待つて。荒山委員。

○委員(荒山光広君) 委員会の整理権は委員長でございます。ぜひ、委員も冷静になってやっていただきたいと思います。議事続行の動議をいたします。

○委員長(村田弘司君) ただいま、動議の発議がありました。皆さんどう思われますか。私は、そのまんま議事を続行したいと思います。残余の質問はありますか。先ほどの質問とまた重複することじゃないですね。先ほどから聞いておいたら、ある程度私は認めておったんですが、同じ質問が堂々巡りもありましたんで、その辺を考慮されて、質問をお願いします。

○委員(三好睦子君) 本庁舎建設に係る変更内容の一覧表のところの変更金額というのがあるんですけど、この内容について、再検討される余地があるのかなのか。今3億943万円が出ておりますけれど、この中身を再精査して、金額が少なく抑えられることがあるのかなのか、お尋ねします。

○委員長(村田弘司君) 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長(中嶋一彦君) ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

この金額、合計が3億943万円でございます。こちらのほうは、精査を終了いたしましたして、このたび午前中に御説明差し上げましたけれども、補正予算として、継続費の追加として提出、提案させていただいたものでございますので、これの修正というのは考えておりませんというか、ないものと思っております。

以上です。

○委員長(村田弘司君) ほかに質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村田弘司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本来であれば、本議案に対する討論の後、採決をとるはずであります

けれども、新庁舎等建設特別委員会とも深く関連をいたしますので、議案第62号については、本日はこれまでといたします。

その他、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いします。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、委員長のほうから本議案についてはですね、本庁舎の特別委員会の関連もあるんで、今日は、ここで討論、採決はしないということをおっしゃいました。それはそれでいいと思うんですけども。

ぜひ、確認すべきことは、じゃあ本当に特別委員会をいつ開く、で、そのタイミングがいつか分からん、ずっと後ということであれば、本当に、いつまでもこれが採決されないで、本来、もう近々執行しなければいけないような予算も入ってる。午前中の中に入ってるのもあるかと思うんですね。だから、やはりここで、特別委員会をきちんとやります。あるいは、それもいつまでにやりますという、それが、この予算を執行するに支障がないときにやりますという、この確約というかそれがなければ、やはりせつかく今こういうことで、この今回の審議をやめますとおっしゃいましたけれども、特別委員会のほうが本当にちゃんとやれるという、それを確認しないといけないと私は思うんで、そこはぜひ、委員長の判断の下にですね、特別委員会の開催について、しかるべきやるという確約とかいうのを取っていただきたいなというふうに思います。

○委員長（村田弘司君） 坪井委員がおっしゃるようにですね、予算というのは、市民の生活、安全・安心にも深く結びついております。ですから大変重要なものです。

しかしながら、今の新庁舎等特別委員会につきましては、やはり山中委員長が判断をされて開催されるべきものです。ですから、本委員会でいつにやると、私のほうでそれは決定できませんし、確約はできませんけれども、私も、この予算決算委員長として、当然、近々のうちに、新庁舎等特別委員会が開かれるものと確信をいたしております。私はそこまでしか言えません。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） ないようでしたら、本日はおきます。予算決算委員会は、これにて閉会をいたします。審査の御協力、誠にありがとうございました。お疲れでした。

午後2時03分閉会

---



上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月29日

予算決算委員長